

しとか輸入すべしとかいつた命令をなしうる途を開いた。

(三) 臨時措置法では業者の損失補償規程がなかつたが、統制令は總動員法にもとづいてゐるのでその補償規程をもつてゐる。

なほ臨時措置法第二條にもとづいてすでに制定された數多くの省令は、必要に応じて漸次統制令にもとづいて制定される省令に乗り代へ實施されるものである。

九、東亞計畫貿易への前進

なほわが貿易政策上最近における注目すべき問題は、大東亞戦争の完遂によつて米英への依存性から完全に脱却し、東亞共榮圏の確立を目ざしめて東亞計畫貿易制の確立に進むべき過程に當面してゐるといふことである。

いはゆる共榮圏貿易は日滿支貿易と南洋貿易の二つに分けられる。前者に關しては對滿支貿易計畫が十五年七月に發表され、綜合貿易計畫に基づく日滿支貿易の基本方針が明かにされた。また八月には圓域向輸出調整品目の追加を見て圓域向輸出數量統制が全面化し、さらに九月には「對滿支輸出入物資價格調整令」が實施され差當つて主要品目に適用された。これによつて従來の對滿支貿易數量統

制が價格統制にまで進んだことは、貿易政策の劃期的轉換を意味するものであつた。しかして十六年九月十六日の閣議で正式決定を見た對滿支計畫は滿支貿易の進路を次の如く規定した。即ち對滿支貿易は一應本格的軌道に乗つてゐるが、第三國貿易からみれば餘剩貿易の程度に止まつて第二義的に扱はれ、東亞共榮圏の確立といふ觀點から見るとは幾多遺憾な點を有してゐるが故に、今後は泰、佛印以外の第三國に向けられた従來の貿易力を滿支貿易に振り向け、日滿支相互地域における物資の交流を圓滑にし、相互間の收支の均衡と圓系通貨價值の安定をはかることに最大重點を置くといふのである。

對南洋貿易については臨時措置法に基く商工省令「南洋に對する貿易調整に關する件」が十五年十二月公布十六年七月改正され、商工大臣指定の輸出入調整機關または同機關から輸出の委託を受けもしくは買受けたもの以外に對しては取引を禁止することになり、差當り佛印向輸出のみに發動され、後泰國にも適用されるにいたつた。さらに十六年一月の議會に提出された「關稅定率法中改正案」はわが國に接近する地域の生産品に對し關稅を低減または免除し得る制度を設けることを一内容とせるもので、これが南洋貿易に資することはいふまでもない。

わが貿易政策が右の如く共榮圏計畫貿易へ重點を轉換した以上、過去の第三國貿易第一主義は當然

に清算されねばならず、新情勢に對應する新しい貿易機構の編成が行はねばならない。貿易の計畫化を具現すべき法的根據は貿易統制令と産業團體令によつて與へられることとなつてゐるが、情勢はその急速な整備を必要とし、貿易業者團體の再編成ならびに貿易業者の整理統合は十七年において迅速に實現することとなつた。しかして貿易業者團體の新機構として誕生せるものは日本貿易會である。同會は輸出統制會社、輸入統制會社、貿易組合及貿易組合聯合會、輸出または輸入の統制をなす團體、主要貿易業者によつて構成せられ、總務局、東亞局、南洋局の三局が設けられることとなつてゐる。

第七章 利潤統制の必然性

一、利潤統制の根據

陸軍では十五年四月二十一日、軍需工業に對して「適正利潤算定要領」を制定實施する旨發表した。この利潤を統制すべしといふ政策は新しい問題でなく、戰時經濟の展開された當初からのことであり、國家總動員法の制定に當つては、つとにこの點の原則的規定がとり上げられてゐたのである。しかして昭和十三年秋、武漢三鎮の攻略成り、事變の長期建設的性格がいよいよ明白になるや、總動員法

第十一條の發動問題として、利潤の統制が實踐の日程に上げられたのであつた。

しかし當時における利潤統制問題は、主として戰時における社會道義の觀點から論議されたものであつた。たとへば十三年十一月四日の閣議において、時の内相末次大將は、犠牲産業が出來、物價騰貴の抑制が問題になつてゐる際、株式配當などそのまましておくのはいけない、よろしく總動員法第十一條を發動せしむべしと主張した。これに對して當時の陸軍情報部長佐藤大佐は發動賛成意見を發表し、當時の池田藏商相は、經濟的立場からは反對の意向をもたらししたが、しかし労働者や中小産業が犠牲を拂つてゐる際であるから、資本家にも高率配當をつつしませる趣旨は賛成であるとした。利潤統制はかくの如く、まづ戰時における社會道義の觀點から發足したのである。

むろん當時においても、利潤統制の思想に經濟的根據がなかつたといふのではない。軍需工業の生産力を擴充し、或ひは長期建設を遂行するためには莫大な資金が必要であり、それは金融機關の自發的融資だけにまかして置くわけに行かない。また資金の流れに對しては、資金調整法があつて時局の必要に應じて調節の役目をする事になつてゐたが、それだけで十分とはいへない。たとへば二流會社債に資金が流れず、スタンブ手形制度といふやうな便法を設けても所期のごとくに行かぬといふ事態が起つてゐた。これにはいろいろの事情があつたけれども、一方に高率配當會社があつて、いはゆる

る跋行景氣が現出してゐることも原因であつた。高率配當制限といふ意味における利潤統制問題が擡頭したのは、かやうな經濟事情を背景にもつてゐたのである。

かやうにして、總動員法第十一條は、十四年四月一日よりいよいよ發動實施を見るにいたつたのであつた。むろんそれは、以上述べたところからも明らかであるやうに、利潤統制とはいへまだ初步的なもので、利潤形成の源泉にまで手をのばすといふのでなく、單に利潤の分配——株主配當に制限を加へるといふに過ぎなかつた。

しかるにその後、利潤統制はもつと基礎的な立場から、その必要を主張されるやうになつた。それは物價騰貴の抑制策を貫く上において、物價構成の一要素たる利潤の統制にまで手をおよぼさねばならなくなつたといふことである。そして十四年四月二十七日の物價統制大綱、それを細目具體化した八月三十日の物價統制實施要綱が、この問題を正式にとりあげたのであつた。

しかるにその後における政府の物價統制は、實際的に利潤統制にまで浸潤して行かなかつた。むしろ反對に公定米價の値上げ、木炭値上げなどに出で、低物價政策を貫く意志なりや否やを疑はしめるにさへいたつた。殊に米内内閣が登場して以後は、生産力擴充のためには増産獎勵金、損失補償金の支出もやむなしとする態度がとられ、藤原商相の適正價格政策にいたつては、その克明な辯明に拘ら

ず反對に價格の引上げ懸念が漸次に濃厚となり、利潤制限問題など雲散霧消し去るのでないかといふ感じを、一般的に抱かせるやうになつたのである。

二、軍の原價計算制度

しかし事變における實戰の經過に伴ひ、修正軍備充實計畫の必要を痛感するにいたつた陸軍では、いかにせばその計畫を今日の軍需工業規模において、或ひはさらに廣義に今日の經濟實體下において實現出来るかの點を著々研究しつつあつた。しかしてかやうな研究は、當然に一つの途として利潤統制の問題にぶつつからねばならぬ。

かような意味で利潤統制問題を掘り下げて行けば、その途中の一段階として勢ひ原價問題にぶつかるのであるから、陸軍ではすでに十四年十月十六日、總動員法第十九條および三十一條に基き「軍需品工場事業場検査令」および「陸軍軍需品原價計算要綱」を發布したのであつた。これに關して陸軍省經理局の本城良三少佐は、次の如き説明を與へてゐる。

「その目的の一つは、適正なる原價を算定して、さうしてこれを適正價格を決定する基礎にするといふことにあるが、さらにより重要なることは、原價計算といふことを通じて經營能率を増進して行く、即ちそれぞれの原價

の構成要素とか、或ひは過去の原價と現在の原價と、或ひは同種企業間における原價を相互間に比較研究して、各種産業部門における標準的な原價を算出しようといふ目的をもつて、統一的な原價計算制度が制定されたわけである。」

即ちこれによつて明らかであるやうに、陸軍が十四年十月にとつた軍需工業統制策なるものは、原價計算制度の確立を通じて軍需工業の経営合理化、ひいては軍需品生産單價の低下を招來せしめ、低物價政策と矛盾するところなく修正軍備充實計畫を完遂して行かうといふにあつたのである。しかしして原價の低下を招來せしめ、それを低物價政策の基礎たらしめるためには、當然に適正利潤率の決定といふことが必要となり、原價と適正利潤を基礎として、適正價格を生み出すといふ徑路になるわけである。

それゆゑに、四月二十一日陸軍の發表した「適正利潤算定要領」は、如上の「原價計算要綱」とは二つにして、實は一つのものでなければならぬ。しかして原價計算制度は、十五年七月一日から強制力を賦與されるのであつて、この強制力は、會社の決算年度、事業年度の關係から、十五年六月三十日まで猶豫されてゐたのであつた。そこで陸軍では、豫定計畫に従ひ、十五年四月二十一日前記の如く「適正利潤算定要領」の制定を發表し、具體的に一步を進めるにいたつたのである。

三、利潤統制の妥當性

陸軍が軍需製品の一手需要者たる立場において、否さうした取引關係とは別個にいかにして時局經濟事情の基礎の上でわが國防體制を充實整備して行くかといふ觀點から、軍需工業に全面的な統制力を加へる——従つて價格、利潤、原價の上に嚴重な監督、指導を加へるといふことは當然であらう。また軍需工業そのものの立場からいつても、その存立と繁榮とは一つにかかつて國家、國防擔當者の殊遇によつてゐるのであるから、自由勝手に經營し儲け放題に儲けることの出来ないのは、つとに理解してゐるべきものである。

のみならず、今日の經濟情勢——特に物價騰貴の抑制難、資材不足の加重といふ情勢下にあつては、特に軍需工業の統制を強化し、如上の情勢に對抗して行くことの必要が考へられる。本城良三少佐はこれらの點に關して、次の如く述べてゐる。

「陸軍は、修正軍備充實計畫といふ大きな計畫を完遂しなくてはならない。従つて、軍需工業指導方針を樹立して、それによつて軍需生産力の擴充をやらなくてはならない。その一方にはまた、低物價政策を遂行しなくてはならぬ。それがためには軍需工業の經營を指導強化して、軍需品工場の經營の合理化、それによる生産原價の低下、生産能力の増大をやつて行く。また原價調査を徹底して正確な原價を把握し、それに伴つて利潤を統制して、

原價に附加する利潤の適正化をはかる。」

「物價をつり上げ、それによつて生産力を擴充して行くといふ考へ方は、一時的部分的には効果はあるかも知れないが、それが相次いで物價の惡循環的騰貴を來し、國民經濟を混亂せしめる。この價格の吊上げ、高利潤の刺戟といふことによらないで、最も必要とする生産力の擴充を遂行して行かうと長い間考へて來たが、そのためには、どうしても資材の配給を合理化する、或は特に經濟内部における經營相互間の合理化といふことについて一定の計畫をたて、それを實行することによつて生産力を擴充するとともに、生産原價をも低下して行く、といふところに進んで行かなくてはならぬ。」

「生産力擴充といふものを、與へられたる設備、資材をもつて出来るだけこれを能率的に使つて、質的に向上して行かねばならない。それによつて、低物價政策と矛盾なく遂行し得るのである。」

これによつて見れば、陸軍の趣旨とし目標とするところの大綱は自から明らかであつて、この方針の妥當性は恐らく何人も首肯するところと考へられる。

しかしながら具體的にこの趣旨方針を貫き、所期の効果をあげるためには、問題は一層の研究にまたねばならぬであらう。

問題を軍需工業に限つて見ても、この場合には軍需品の購買者は直接に軍であり、生産消費間に中間物は殆んどないのであるから、軍の統制力を徹底せしめるに困難は少いといへるのであるが、それにしてもなほ、問題は全然ないとはいへない。例へば原價引下げのために經營を合理化せしめるとい

つても、この經營の合理化といふことは非常に複雑な問題である。原料、資材、勞働力、動力等の不足を克服し、それらの價格を適正に規正しなければならぬのであつて、それは軍需工業といふ範疇を越えねばならぬ問題である。

假りにそれらの調達に對して軍が監督指揮以上に助力をなすにしても、低原價實現の徹底を期するためには、軍需工業の國有國營にまでおよばなければ不可能でないかとさへ見られる。むしろ軍としても或ひはその點まで考慮してゐるのではないかと思はれるが、しかしその點は急激なる變革を避ける趣旨において、或ひは企業の能率的經營なるものが決して國有國營において實現され得るものでなく、従來の經驗によればむしろその反對の場合が多いといふ趣旨において、今日の狀態に止まつてゐるのであるともいへよう。

さらに具體的には、利潤統制を一般平和産業にまで擴大せしめる場合を考へるとき問題は一層増大されるのであるが、理論的に見て、軍需工業における利潤の統制は一般平和産業の利潤統制と並行するを要するのみならず、本城少佐の次の言葉は、社會的道義の立場からもその必要が示唆されてゐるやうである。

「ヒットラーがよくいふ『戦時には何物をも利得すべからず』——この鐵則は、正に戦時經濟の根底をなすもので

ある。單に利潤統制ばかりでなく、利潤追究を基調としてゐる自由主義經濟機構を是正して、國家利益を基調とする經濟體制の樹立の必要を意味してゐると思ふ。」

四、適正利潤の算出法

しからば利潤統制の根底となる適正利潤は、いかにして算出さるべきものかといふに、軍の發表した準式は次の如きものである。

調辦價格算出準式

會社における株主資本と借入金(前受金を除く、これは元來素通り勘定であるから)の構成比率をX對Yとす。當該業種の平均株式利廻をZとす。

通常借入金利子をOとす。

當該業種の對總資本社内留保率をPとす。

法人税および營業税および同附加税の經營資本に對する率をRとす。

一、株主に對する配當の經營資本に對する率は

$$Z\% \times X\% = ZX\%$$

二、借入金利子の經營資本に對する率は

$$O \times Y = OY\% \text{ となり}$$

三、經營資本に對する利益率は

$$\frac{ZX + (Y + P + B)}{\text{經營資本總額}} = A$$

となる。これが適正利潤である。従つて調辦適正價格は $\text{適宜} \times (1 + A)$ となる。

しからば右の「原價」とはいかなる方法によつて算出するかといふに、この點については「軍需品工場事業場原價計算要綱」といふので規定されてゐる。まづ「原價」の内容を、軍需品工場事業場原價計算要綱について検討して見るに、第二章第六條に曰く「原價とは事業の目的たる製品の製造および販賣の爲に生産諸要素の購入より製品の販賣に至るまでにその製品に關して實際に費消せらるる經濟價値の合計をいふ」とある。また第七條において「原價は製造工業にありてはその職能に従ひこれを製造原價、販賣費、一般管理費に分つ。製造原價とは生産諸要素の購入より製品の完成に至るまでにその製品の製造に關して費消せらるる經濟價値をいふ」とあり、その構成要素として具體的に左の如く定めてゐる。

(一) 材料費。材料費または原料費(以下これを材料費と稱す)とは、製品の製造のために費消せらるる物資の價値をいふのであつて、これはさらに左の原價要素より成る。

(イ) 主要材料費。製造のために直接費消せられ、主として製品の實體となりて再現する物品の費用をいふ。たとへば機械工業における鐵、鋼、鑄鐵等の如し。

(ロ) 買入部分品費。買入れたるまま、直接に製品の組成部分となる物品の費用をいふ。たとへば機械工業における表示器、發電子、照明具、速度計、取附金屬部品等の如し。外部の生産者に材料を供給し、加工賃の契約を以て製品、または半製品を引取る場合における外注加工賃は、その材料費と合せてこれを買入部分品費として取扱ふ。

(ハ) 補助材料費。製品の實體を形成せず、製品の製造に補助的に費消せらるる物品の費用をいふ。たとへば修繕用材料、工具製作材料、燃料、藥品、油類、雜品(釘、螺旋等の小材料)その他の工場消耗品等の如し。

(ニ) 消耗工具器具費。耐用命數一年以内の工具器具をいふ。

(ホ) 工場事務用消耗品費。用紙、文房具その他耐用命數一年以内の事務用品等をいふ。

(なほ材料消費量の算定については原則として繼續記録法によることが定められてをり、また材料の購入価格は材料の買入代價に買入手數料、引取運賃、荷役費、保険料、關稅等買入に要したる引取費用を加算したものとされてゐる)

(2) 勞働費。勞働費とは製品の製造のために費消せらるる勞働力の價值をいふのであつて、左の原價要素より成る。

(イ) 主要勞働費。製品の製造のために直接に費消せらるる勞働力の價值をいふ。

(ロ) 補助勞働費。製品の製造のために間接に費消せらるる勞働力の價值をいひ、左の原價要素よりなる。

(a) 給料Ⅱ工場長、技師、職工長、工場事務員等管理勞働に従事する者の勞働費、(b) 補助賃金Ⅱ製造部門における補助的作業および動力發生、修繕、材料保管、工器製作等の補助的作業に従事する勞働者の賃金、(c) 雜役賃金Ⅱ掃除夫、門衛、小使等雜役に従事する者の勞働費(なほ賃金は基本賃金と加給金即ち時間外賃金その他の割

増賃金を含むことが規定されてゐる)

(3) 經費。經費とは製造原價の構成要素にして、材料費と勞働費の二者を除きたる一切の費用をいふ。販賣費とは製品の販賣に關して費消せらるる經濟價值をいひ、一般管理費または總掛費とは、事業全體の管理すなはち事業全般に係る人事、財務會計、調査、庶務の事項に關して費消せらるる經濟價值をいふ。製造原價に販賣費および一般管理費を加へたるものを總原價とし、價格決定の基礎たる原價とす。なほこれを具體的に述べれば、製造原價を構成する經費はおほむね左の諸項目となる。

(一) 減價償却費 (イ) 建物、建物附屬設備の減價償却費 (ロ) 構築物の減價償却費 (ハ) 機械および装置の減價償却費 (ニ) 運搬設備および運搬具の減價償却費 (ホ) 工具および型の減價償却費 (ヘ) 備品の減價償却費 (ト) 特許權、實用新案權、意匠權の減價償却費 (チ) 鑛業權、砂鑛權、水利權の減價償却費 (リ) 試験研究費、試作費の減價償却費 (二) 地代および家賃 (三) 機械、裝置、運搬具等の賃借料 (四) 特許權使用料 (五) 保険料 (六) 租税および課金 (七) 旅費 (八) 通信費 (九) 照明費 (十) 娯房費 (十一) 動力費 (十二) 用水費 (十三) 運搬費 (十四) 材料保管費 (十五) 修繕費 (十六) 検査費 (十七) 従業員賞與および手當金 (十八) 健康保険料負擔金、退職手當積立金繰入等 (十九) 従業員募集費 (二十) 従業員訓練費 (二十一) 従業員福利施設費 (二十二) 試験研究費 (二十三) 仕損費 (二十四) 雜費

(なほ原價計算の期間は原則として一ヶ月とす。ただし長期の工事にありては關係官衙の長の認可を受けて期間を變更することを得と定められてゐる)

五、利潤統制の具體策

さて指定された軍需工場事業主は、右要綱に基づいて原價計算表を提出しなければならぬ。軍當局ではこの原價を基礎とし、これに「適正利潤率算定要綱」の定むる方式により算出したる適正なる販賣利益率を加へ、もつて調辦價格とするわけである。かくすることによつて工場經營の刷新、原價および經理調査の徹底、利潤統制の強化が期待されるばかりでなく、軍需調達の合理化を圖り得るといふのが軍の期待である。ところで適正利潤率はいかなる方式によつて算出されるかといふに、軍發表の要領を再録すれば左の通りである。

適正利潤算出方式

第一 本要領は、主要軍需品につきその調辦價格を決定する場合において、陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基づき算出したる原價に附加すべき適正なる販賣利益率の算定に關し、その要領を示す。調辦價格の決定に當りては本要領により算定せる販賣利益率に對し調辦上必要なる考慮を加ふるものとす。

第二 販賣利益率は左の方式によりて算定す。

$$\frac{\text{調辦價格} \times \text{本要領} \times \text{本要領}}{\text{本要領} \times \text{本要領} + \text{本要領} \times \text{本要領}} = \text{販賣利益率}$$

一、資本利益率の算定

販賣利益率算定の基礎たる資本利益率は、經營資本利益率または總資本利益率とす。

1、經營資本利益率の算定

經營資本利益率とは事業の目的たる商品の製造および販賣によりて生ずる經營固有の利益と、その目的のために現實に運用せらるる資本、即ち經營資本との比率をいふ。

適正なる經營固有の利益は

- (一) 株主に對する適正なる配當
 - (二) 借入金に對する通常の利子
 - (三) 事業の繼續的維持に必要限度の社内留保
 - (四) 法人税および營業稅同附加稅より成り、經營資本利益率は前記各要素の經營資本に對する率の合計とす。ただし法人稅法施行規則第六條および營業稅法施行規則第九條により、法人税および營業稅を免除せらるる事業にありては、經營資本利益率中に前記(四)の稅額の率を算入せず。
- 各要素の經營資本に對する率は、左によりてこれを算定す。

(一) 株主に對する適正なる配當の經營資本に對する率は、經營資本における株主資本と借入金との構成比率を推算し、平均株式利廻に株主資本の構成比率を乗じてこれを算定す。

經營資本における株主資本と借入金との構成比率は、原則として各會社別に、その總資本における株主資本と借入金(前受金を除く)の構成比率を基準として推算すべきも、やむを得ざる場合においては、當該業種につき平均したる株主資本および借入金の構成比率をもつてこれに代ふることを得。平均株式利廻は當該業種の多數の事業につき過去三ヶ年にわたり平均したる株式利廻とす。

- (二) 借入金に對する通常の利子の經營資本に對する率は、通常の借入金利率に經營資本における借入金の構成比率を乗じてこれを算定す。
 - (三) 事業の繼續的維持に必要限度の社内留保の經營資本に對する率は、當該業種の多數の事業につき過去五ヶ年にわたり平均したる積立金繰入金と、同期間における總資本平均在高との比率を基準として算定す。ただし積立金は事業の繼續的維持に必要限度のものに限り、配當準備積立金、事業擴張積立金等を含まず。
 - (四) 利益率中に算入すべき税金の經營資本に對する率は、左によりて算定す。
 - (イ) 法人税の中、所得に對する課税は税法上所得の計算においてこれを損金に算入せざるを以て、所定の税率を税金を含まざる純益に對する率に換算し、これを前項配當借入金利子、社内留保の經營資本に對する率の合計に乗じて算定す。
 - (ロ) 法人税の中、株主資本に對する課税は、その所定の税率に經營資本における株主資本の構成比率を乗じて算定す。
 - (ハ) 營業税および同附加税は、税法上純益の計算においてこれを損金に算入するをもつて、所定の税率を前項配當、借入金利子、社内留保の經營資本に對する率の合計に乗じて算定す。
 - (ニ) 前記法人税、營業税および同附加税の經營資本に對する率を合計したるものをもつて、税金の經營資本に對する率とす。
- 利益率中に算入すべき税金には臨時利得税、および同族會社税を含まず。
- 2、總資本利益率の算定
- 適正なる總資本利益率は、計算上右の方法によりて算定したる經營資本利益率に等しきものとす。
- 二、資本回轉率の算定

販賣利益率算定の基礎たる資本回轉率は各會社別または事業別（工場別）に算定したる經營資本回轉率たるを原則とするも、經營資本回轉率の算定困難なる場合には、當該會社の總資本回轉率をもつてこれに代へ、資本回轉率を會社別に計算すること困難なる場合には、當該業種の標準的總資本回轉率をもつてこれに代ふることを得。

1、經營資本回轉率の算定

經營資本回轉率は各會社別に、その販賣高と經營資本平均在高との比率をもつてこれを算定す。ただし會社が數個の事業または數個の獨立せる工場を有する場合には、經營資本回轉率はこれを各事業、または各工場別に算定す。

(一) 經營資本平均在高の算定。經營資本には事業本來の目的のために現實に運用せらるる資本のみを計上し、經營擴張のために豫備的に保有さるる擴張資産および投資の目的をもつて保有さるる投資資産などの價值額を含まず（陸軍軍需品工場事業財務諸表準則第一章貸借對照表準則五經營資産の條參照）

經營資本の平均在高は最近一ヶ年における各三ヶ月末の經營資本在高を平均したるものを基準とし、これに將來の豫想を加味して算定す。

經營資本回轉率を各事業または各工場別に算定する場合には、各事業または各工場別に經營資本の平均在高を算定す。この場合一般管理および販賣部（即ち本社）の資本は、これに適當なる基準によりて各事業、または各工場の經營資本に按分す。

(二) 販賣高の算定。販賣高は最近一ヶ年における商品販賣高を基準としこれに將來の豫想を加味して算定す。經營資本回轉率を各事業、または各工場別に算定する場合には、各事業または各工場別に販賣高を算定す。

2、會社別總資本回轉率の算定

會社別總資本回轉率は、當該會社の最近一ヶ年間の總收入と總資本（前受金を除く）平均在高との比率を基礎

とし、これに將來の豫想を加味して算定す。

3、業種別標準總資本回轉率の算定

業種別標準總資本回轉率は當該業種の多數の会社につき算定したる最近一ヶ年間の總収入の總額と總資本（前受金を除く）平均在高の總額との比率を基礎とし、これに將來の豫想を加味して算定す。

三、販賣利益率の算定

一によりて算定したる經營資本利益率を（または總資本利益率）を二によりて算定したる當該会社または事業（工場）の經營資本回轉率または當該会社の總資本回轉率、若くは當該業種の總資本回轉率にて除して得らるる百分率をもつて、調辦價格決定に當り基準とすべき販賣利益率とす。

第三、販賣利益率の具體的適用

調辦價格決定に當り原價に附加すべき實際の販賣利益率を決定する場合には、第一および第二によりて算定したる販賣利益率を基準とし、これが適用上特に左の諸點に留意し、必要なる考慮を加ふるものとす。

一、事業の經營能率の優劣

當該事業の製品原價が經營能率の優劣によりて通常以下に低き場合、または經營能率の不良によりて通常以上に高き場合には、その程度に應じ販賣利益率に必要な考慮を加へ、もつて經營能率増進の刺戟を失はざらしむるものとす。

二、事業の財産評價上の差異

當該会社が財政の健全化の見地に基き資産を通常以下に低く評價し、従つて資本回轉率が通常以上に大なる場合、または反對に不健全なる財政政策の結果資産を過大に評價し、従つて資本回轉率が通常以下に小なる場合には、その程度に應じ販賣利益率に必要な考慮を加ふるものとす。

三、事業の特異性

當該製品が市場性を有せざる兵器その他特殊軍需品にして、當該製品の生産を停止したる場合においてその設備を他に轉用困難なる等の事業に對しては、その事情に應じ販賣利益率に必要な考慮を加ふるものとす。

四、その他調辦上必要な考慮

第四、販賣利益率算定上必要な基準、ならびに中小經營および調辦金額の小なる会社に適用すべき業種別標準販賣利益率は、毎年度頭初經理局長より指示す。

六、統制強化の限界

以上の如くにして實施の適正利潤制に對しては、これがために生産力の擴充が鈍化せられ、必要物資の供給が減じはせぬかといふ懸念をなすものもあるであらう。しかし高い利潤を保證さへすれば、それで生産力擴充の萬全を期し得るといふわけのものではない。設備が不十分であり資材が不足するならば、利潤の獲得をいかに自由勝手にしたところが生産力は擴充されぬのである。

況んや利潤統制は文字通りに利潤統制であつて、利潤抹殺ではない。また適正利潤は過當利潤ではないが、過小利潤でもないのであつて、この點は陸軍の提示した次の諸點に見て明らかである。即ち（一）株主に對する適正率の配當を認められたこと（會社別に總資本における株主資本と借入金との構成比率

を推算し、多數同種事業の過去三年間の平均利廻を適正配當率とする)、(ロ)借入金に對する通常の利子を認めたこと、(ハ)事業の繼續維持に必要な程度の社内留保を認めたこと(多數同種事業の過去五年間の平均社内留保を限度とする)などがそれであつて、これらによつて利潤統制に相當ゆとりのあることが認められるのである。

また利潤統制の實際上の適用について考へられることは、事業を國有國營にすればいざ知らず、外部的に檢閲し監督するといふだけでは、百パーセントに統制公式の實現を期するのは困難であらうといふ點である。この點は一般平和産業に適用される場合特に然りとする。

また統制は必要に違ひないにしても、統制萬能ではなく、それには限度がある。限度は經濟界における自然的法則ともいふべきものの作用によるのであつて、この法則を無視しこの法則を越えての統制は、むしろ逆効果に終ることすらないではない。陸軍が前述のやうな特例や除外例を設定してラヂカルな變革を避けようとしたのは、これがためであらう。利潤統制の強化は一つの必然ではあるが、またそこに限界線が存するのであつて、兩者をにらみ合はせたところにその實態があるものと思はれる。

七、新體制と配當制限

次に大藏省では、會社利益配當令と會社職員給與臨時措置令との改廢統合を十五年十月實行することになつた。會社利益配當令は、國家總動員法第十一條に基づき昭和十四年四月公布された會社利益配當および資金融通令のうち、資金融通に関する部分を切離したものであり、會社職員給與臨時措置令は十四年十月公布されたもので、これを單一勅令にするのは、兩者とも會社の社外支出である點において同一であり、會社經理の側から金融統制の一步前進を圖らうといふのが主なる理由である。

しかして會社職員給與に關しては、初任給および昇給について標準を定めるほか、全般にわたつて適正標準を得るやう考究することになつてをり、これは九・一八ストップ令を現狀に即して調整するを意味するものである。しかしこの意味における給與の問題は厚生省の所管にかかり、大藏省が取上げたのは會社經理統制の意味からである。

經理統制の觀點からすると、重點はもちろん利益配當令の改正にある。改正の眼目は、配當制限について従來拂込資本を基準にしてゐたのを改め、自己資本を基準とすることになつた點である。換言すれば、従來公稱配當率、すなはち拂込資本金に對して株主の受ける利益配當金の率をもつて配當の

高低を論じたのであるが、しかし實際に事業を営むには拂込資本金だけでは足りない。拂込資本金のほか繰越金、積立金を加へたいはゆる自己資本が事業を動かす原動力となつてゐる。だから利益配當はこの自己資本に對しどのくらいの割合に當るかを見て、高い低いを判断しようといふのである。

大蔵省が自己資本を基準として計算せる配當率をどの邊で抑へようとするのか判明しないが、六分程度が妥當だといふ説と八分までは認めるべしとなす説がある。假りに六分が標準になつたとしても、現在いはゆる高率配當の會社中で配當制限を受ける會社は案外少いかも知れない。といふのは高率配當は一般に業績優秀であるからなし得るので、かくの如き會社は同時に社内留保にも心掛け自己資本の大きいところが多いからである。しかし高率配當會社が全部さうだとはいへない。業績はよくなくても無理に高率配當をしてゐる會社もあり、あるひは新設會社で業績はよいが社内留保のまだ少い會社もある。配當制限はかくの如き會社を對象とし、配當制限によつて浮いた利益金を資金銷却や社内留保に向けさせ、經營内容を堅實にし、反動期に備へしめやうといふのが經理統制の重要な目的である。これによつて不良會社を淘汰して産業界を堅實化し、經濟新體制の基礎を固める點に意義がある。(後記——利益配當は年八分に決定した)

第八章 食糧問題と農業統制

一、長期戦下の米穀問題

戦時體制下に國民生活の安定を期するには食糧の確保が必要であり、わが國では米穀の確保が長期戦段階の必須條件である。ところで事變下の米穀需給關係を農林省統計で見ると、昭和十二、三年は供給高も平年通りに相當あり、一方で輸出を押へたが、消費は約一割を増しそれが持越高に影響して、すでに昭和八年の豊作持越高からは約半減であつた。しかしてこの傾向は十四年に入つて更に著しくなり、九月における持越豫想は十三年度分に比べてさへ二割餘の減になつてしまつた。

十四年度の米穀需給は外地米の移入が(一)南鮮の早魃(二)臺灣の水害(三)大陸向輸出の増加(四)外地自身の消費増加等によつて期待出來なくなり、いよいよ窮屈になつて來たのである。ここにおいて戦時下の米穀政策は生産に消費に價格に配給に、さらに朝鮮、臺灣の外地から滿洲の經濟ブロック國內にまで大規模な統制強化を圖らねばならなくなつて來た。

もちろん米穀に對する統制は最近にはじまつたものでなく、統制規則なるものは大正十年制定の米

穀法に出發してゐる。がこれが直接の原因は大正七年の米騒動を契機としたもので、米穀の需給調整は政府が買入、賣渡、交換、加工または貯藏をすることであり、時には輸出入の制限、緩和を行ひ、後にこれが市價調節の役割をするやう大正十四年には一つの改正が加へられたのである。

さらに本格的な米穀統制は、昭和八年米穀統制法の誕生によつて體系づけられた。この法の骨子は第一に米價の公定、第二に米穀の出廻調節であつた。即ち米價の公定に最高最低價格を定め、最低價格で買入れ最高價格で賣渡しを行ふ制度であるが、當時の米穀事情は昭和八年の大豊作後であり、全體の統制趣旨は過剰米の對策、生産過剰から來る米價への壓迫に備へるものであつた。しかして内地外米ともに出來秋の出廻期に政府が買上げ、端境期に賣渡す方法を原則とし、また米穀のほか粟、高粱、黍の輸入税を問題にしたのである。殊に一面で粳貯藏を奨励し、米穀貯藏資金の低利融通をなしたのも畢竟は米價維持の政策であり、またそれが米穀統制法の補強工作として米穀自治管理法となり、粳共同貯藏助成法案と發展したが、これが立法趣旨ももとより過剰米の處分案で、過剰米がもちらす米價壓迫への對策であつた。もつと新しくは臺灣に移出米管理令を出して外地米の生産統制を行ひ、滿洲には米作許可制を布いて栽培そのものからすでに統制に乗り出してゐた。それより先き臺灣でも朝鮮でも水利、干拓政策を打ち切り、間接に生産制限の態度にさへ出てゐたのである。

ところが事變以來米穀需給は次第に窮屈を告げることになり、すでに述べた如く持越米は減退し消費が殖える一方、平年作をもつてしてはなほ將來の不安を解消出來ず、ここに米價統制は轉じて文字通りの米穀統制となり、如何にして米の需給不均衡を調節するかといふ非常對策を必要とするにいたつたのである。

二、米穀統制の強化

米穀統制法實施以來の公定價格と市場相場との平均足どりを見ると、兩者の接近度は事變によつて急角度に變化して來た。そして十四年八月二十三、四日には深川中米はつひに三十九圓十錢になり、ここにおいて米穀統制法は完全に空文化した。標準最高價格が市價より低位になつては困つたことで、政府は八月二十五日にいたつて三十八圓の引上げ價格を告示した。けれども最低價格近くを廻つてゐた米價が、最高價格に近づきそれを凌がうとする騰勢を示すにいたつたことは、なんといつても米穀統制法自體が維持困難になつたことを意味する。そこで政府は八月二十五日に米穀配給統制法第四條を發動して、米穀統制の新しい段階へ一步を進めた。ここに第四條第一項の規定が適用される意味は「米穀の配給統制上必要な命令」であつて、凶作・戰爭等により米穀の需給關係の逼迫化した時、政

府が米の賣惜み、買貯め、買占め、藏匿、地方的偏在に對して採る處置の一切とも見られ、商賣人でなくても米に關係する農民、地主、消費者にもおよんで來るのである。規定によると「米穀は何等の名義をもつてするも最高販賣價格を越ゆる對價をもつてこれを販賣することを得ざること」で、また主務大臣から米穀の種類、銘柄、等級が決められ、この種類、銘柄、等級の販賣に最高價格を越ゆる等價で買戻約款を附するなど、これに類する行爲をなすを禁ぜられることになつた。これを要するに、ここで米穀に關する統制は完全に一個のピリオドを打つたのである。

元來この米穀配給統制法は、その前提であつた米穀法、米穀統制法、米穀自治管理法をして自由主義經濟における米の商品性をある程度に抑制したのであつたけれども、なほ部分的には残されたものがあつた。清算取引こそ抑制されたが、正米取引は殆んど放任されてゐたのである。ところが米穀統制の新しい段階は配給の統制を必要とするにいたり、始め有馬案として出されたその統制は農民の直接生産者から消費者への配給をモットーにして、これに産業組合團體を動員することを原則としてゐたのである。しかし幾多の修正を経て生れた新配給統制法は、米穀卸賣商にも、小賣商にも、實物取引員、産地仲買人等すべての米穀販賣業者に免許制を與へて、古い歴史と相當老大な組織の下に存続してゐた米穀の配給組織に大變革を加へたのである。これも戰時體制下なればこそ、最小限度の摩擦を

もつて圓滑な新統制に入ることが出來たのである。

三、米穀配給制の變革

しかしして舊機構に代るに日本米穀會社が資本金三千萬圓をもつて新設され、この會社が(一)米穀市場および取引所を統合して實物本位に公定價格の範圍内で取引を行ひ、(二)政府の委託による米穀の買入れまたは賣渡しをなすことになつて、十四年十月一日から開業した。

そこで八月の米價ブームに對しては、米穀會社の取引開始前に適當な統制方式を進めておく必要があつた。米穀配給統制法第四條の發動はそれが大きな動因をなしたものである。いふまでもなく内地産米の出廻り悪く、外地米の移入は益々手控へ氣味になる情勢から、新刀は鞘を拂つて新統制への備へを固めたものといへる。

顧るに米穀統制は、大正八、九年の歐洲大戰にばじまつて産業調節から市價調節に進み、さらに公定價格制から配給統制への段階を経て來たが、戰時體制下にいたつて完全に國家統制は強化された。しかしそれだけで米穀統制に問題はなくなつたかといへばさうではない。例へば日本米穀會社といふ前記の統制會社について見ても、それが開業された時は問題はさらに進んでをり、統制法に基いて決

定した最高販賣價格三十八圓は崩壊して、米穀會社は閉店休業の状態に陥つてしまつたのである。

ここにおいてか、外米の輸入、節米の奨励などによつて需給關係の調整をはかるにいたつたが、それだけではなほ十分の効果を期待出來ず、しかも根本對策の樹立未だしといふのが十五年上期を通じての實情であつた。もつともかかる間にも、情勢は一日も忽緒に出來ないところから、種々の應急手段が地方的にいろいろと採られて來た。例へば東京では臨時東京米穀配給組合が設立された。これは全市十四米穀問屋の自治的配給統制機關であつて、政府拂下げ米の思惑買を防止し、同時に偏在をも是正せんとする目的に出たものである。しかしこれは單なる申合せ機關に過ぎず、内部統制に對する法的強制力がない上に、全國米穀商業組合聯合會や商工省さへ異議を挿むといふ状態であつた。のみならずこの臨時配給組合は、單位組合本來の商權實力に差異があるため、配給の實績が地域的に偏する傾向なしとシなかつた。かくては米穀の配給は益々不圓滑にさへなるのであつて、そこで十五年四月一日つひに臨配組合を解體し、東京府一圓を地域とする東京府米穀卸商業組合が設立されるにいたつた。この組合の組合員は、東京府下で米穀卸賣業を営み日本米穀會社東京市場員であるものとし、その事業は東京府一圓を地區として十四ヶ所に支所を設け、各地區別米穀小賣商業組合を通じて帝都の一元的配給を確保するといふにあつた。かくて集荷、配給兩方面における従前の卸問屋各自の自由

取引は、實質的には中絶されることとなり、わが國における劃期的な米の配給制革新が實現されたのである。

いふまでもなく米穀需給の不圓滑は、ひとり配給機構の不備だけにあるのではない。根本的原因の一つは全國的計畫性を缺いてゐる點にあるのであつて、このことは府縣鎖國經濟とが、府縣プロツクとかいふ言葉の中に端的に示されてゐる。それ故に全國的な計畫にたつ根本的な配給對策の樹立を急務とし、商工農林兩省相協調して具體策の實現に邁進することが要望されるにいたつたのである。

四、米穀の強制買上げ制

そこで十五年七月九日にいたつて、商工農林兩省の行政改革が行はれ、米穀關係の商業團體は農林省の管下に統合された結果、米穀の集荷配給機構の整備案が「臨時米穀配給統制規則」と銘打つて二十日發表された。米穀商業團體がまだ商工省の管下にあつた當時は、商業團體は「集荷は商組と産組、配給は商組」といふ案を主張し、産組は「集荷は産組、配給は産組と商組」を主張して譲らず、その成行きを注目されてゐたのである。ところで右の配給統制規則の骨子では、米の出荷は原則としてすべて農會の統制斡旋に従ひ、集荷は産業組合團體、また消費者に對する配給は商業團體が取扱ふこと

になった。もつともこれを細目的にいへば、従来産組より商組の方が集荷能力の大きかつた秋田、山



會社の手で政府へ納入するか、或ひは消費縣の米穀統制團體へ配給される仕組である。(上掲の系統圖参照)

即ち簡単にいへば、米の集荷は原則上産組系統が行つて政府これを買上げ、消費者に對する配給は商人團體が擔當し、集荷には商人が携はらないこととなる。換言すれば、農家が米を賣却出荷する際にはすべて管内の産組系の農會が統制斡旋し、農家自ら自由賣買するを得ないのである。ただここに問題になるのは、米がすべて米穀會社を経て政府へ納入され或ひは消費地の配給組合へ

放出されることは、時代の流れに押されて姿を消した米穀取引市場に代つて生れ出た米穀會社が集荷配給機構の一組織として再登場した點に、本來の機能を超えた點がありはせぬかといふ點である。また消費地において配給部門を受持つ配給團體を、單に米穀商統制團體といふ漠然たる文字をもつて示し、府縣知事の認定のあつた場合はそれが卸賣組合、小賣組合、市場員組合、商業組合、配給組合など如何なるものであつても配給を擔當し得るやうに規定されたことは、種々雑多な米穀商業團體の産立してゐる現在の統制が要望されてゐる際、當局の意圖が明瞭を缺いてゐる憾みが残るのである。

しかしながら一方、政府が米穀の國家管理強化のため十四年十一月實施した農林省令「米穀の配給統制に關する應急措置に關する件」を廢止し、強制買上の範圍を擴大強化して新規則の第十條において、米穀を所有しまたは販賣の目的をもつて占有するものに對しては強制買上をなし得ることとした點、また第七條によつて大消費都市の米穀配給を圓滑にするため農林大臣の指定地においては個人賣買を禁止し得ることを規定した點などは非常に意義深いものがあり、これによつて事實上内地産米の大部分は政府の管理下に置かれ得るにいたるといつてよく、この意味において劃期的な米穀政策の大轉換を示すものといひ得るのである。

五、主要食糧品の國家管理

次いで政府は昭和十五年九月十七日の閣議に「昭和十六年度米穀對策に關する件」を附議して米の國家管理制度を布くことに決し、十月二十四日米穀管理規則を公布、十一月一日から實施するにいたつた。これは輸出入品等臨時措置法に基づく農林省令であつて、その骨子は次の如くである。

(一) 米穀生産者および地主は、政府の方針に従ひその生産しまたは小作料として受けたる米穀中、自家用保有米を除くほかは、すべてこれを國家管理の下に販賣するものとする。

右管理米の數量は、市町村農會において各生産者及び地主にこれを割當てるものとし、その集荷を敏捷に進捗せしめるため、收穫、脱穀調製、集荷などの作業についての共同的施設を奨励し、政府はこれに對し石油等の農業必要物資の優先的配給を行ふなど適切なる措置を講じる。また管理米には一定の證印を押捺し、特定の場所にこれを集荷するものとし、管理米の數量および所在の明確を期する。

(二) 管理米は、なるべく大量を政府において買入れるものとし、自餘の分についても、政府は原則としてその指定する倉庫に寄託せしむることとし、これに必要な措置を講じもつて管理の徹底

を期する。

(三) 米穀の配給については、中央において各道府縣の需給事情に應じ道府縣を單位として全國を通ずる計畫的配給をなすこととし、地方長官は管内の配給を統制する。

(四) 米穀の消費については、政府所有米および管理米の増強に應じ地方の實情に即して、消費者に對する配給割當制度を實施し、消費規正の徹底を期する。

酒造米等については少くとも前年度程度の消費規正を行ふ。

(五) 外地においても、本對策の効果を全からしむるため適當なる措置を講ずる。

これによつて昭和十六年の新米穀年度から、農家の自用米を除く販賣米の全部(約三千五百萬石)が政府米の形式で管理されることになつたのである。しかしてこれが効果としては、從來の地方プロツクの的な米の偏在を防止して配給の圓滑化を期すること、出荷を十分ならしめて所要米の確保を實現すること、消費規正を地方の實情と睨み合せて漸次切符制實施區域を擴大せしめることなどである。ともあれ從來の米穀國家管理に比し著しく專賣制度に接近したもので、わが米穀政策の劃期的前進を意味するものといふべきである。

さらに農林省では十六年一月食糧管理局を新設し、米麥その他主要食糧農産物の需給統制を行ふこ

となつた。そして二月米需給調節特別會計法を改正して農産物買上用品目の範圍を米、麥、麥粉の外に大豆、甘藷、馬鈴薯、麵麥にまで及ぼすこととし、買入資金を十四億圓増額した。また五月には農家販賣の大麥、小麥、裸麥についても米と同様に國家管理制を布くにいたつたのである。

なほ米に關しても十六年九月二重價格制の採用を決定し、買上價格の引上げ、消費者販賣價格の据置をなすことになつた。即ち生産者に石當り五圓の獎勵金を與へ、政府の買入價格を石當り一圓引上げる。これによつて生産者に對しては事實上石當り六圓の米價引上げを行ふとともに、消費者に對する賣渡價格は据置くといふ二重價格制を具體化したのである。しかして米穀對策としては消費規正を必要とし、十六年四月一日以後六大都市に米穀配給通帳制を實施した。

六、大東亞戰爭と食糧營團

以上の如く米を主として主要食糧品の配給統制は強力に進展して來たが、それと併せて急務とされるのは増産の實現で、それ故に昭和十六年において政府は食糧の増産政策に力を注いだのであつた。

まづ政府は耕地五十萬町を開發する耕地開墾十ヶ年計畫を樹て、十六年五月一日農地開發法を制定した。これに基いて農地開發營團、高原地開發協會が設立されたのである。しかし耕地を擴張するた

めには、開發する一面においてその潰廢を防止せねばならぬのであつて、十六年二月一日實施の臨時農地管理令はこの目標に副ふものであつたのである。これは農地潰廢の防止、土地利用の促進、作付命令等を内容とする。作付命令といふのは作物の作付轉換等に關する規定である。

さらに増産遂行のための農村勞働力の補給増強政策として、勤勞奉仕運動、共同作業の獎勵などが行はれた。また資材の不足も増産に重要な支障を與へるものであるから、政府は十六年十一月七日公布の農業生産統制令において農具、役畜等の登録制を實施することとし、また精米機等遊休機具の動員をも勸奨することとしたのである。

かくの如く農産物の増産政策は必要であり着々としてそれが實行を見つつあるのであるが、大東亞戰爭の展開によつて南方圍が東亞共榮圈の構成者たること明らかとなり、それによつて食糧問題の前途に大なる曙光を認め得ることとなつた。この點に關して井野農相が十六年十二月十二日の放送において次の如く述べたことは注目される。

「今回の開戦で食糧問題の將來も非常に明るくなつてきた。元來、東亞共榮圈は立派な農業國であり、畜産國であり、水産國である。畜産物は、この圈内で自給自足はもちろん、他の圈内へ輸出も可能ならぬ恵まれた土地と水面をもつてゐる。米についても、國外へ輸出し得る國としては佛印、タイ等であり、兩國で二千二百萬石の輸出餘力がある。輸入國としては英領マレーは二百萬石の輸入を要し、支那も不作のときには約一千萬石

の輸入を要し、フィリッピンは自給自足の状態であり、わが國が一千萬石を要すとしても、とんとんである。したがってどこかに凶作があつても大體自給自足は十分可能である。また水産についても北洋の大漁場は世界三大漁場の一であり、支那東海、黃海、東京灣、南洋方面は各種魚族の棲息場であるから、かりにこれら海洋が敵潜水艦などの脅威を受けてもわが漁民は勇猛果敢に共榮園内に根據地を設け、魚油その他の資材の確保をうれば、わが國戦前の十數億萬貫の漁獲にさらに數億萬貫を加ふることも容易であり、家畜家禽類も戦前には牛は四千八百萬頭（全世界の一分一厘）豚は八千二百萬頭（全世界の三割五分）家禽類は四億四千萬羽（世界の三割）を占め、肉類としても大體自給自足の状態で、わが國の技術をもつて指導すればその増産も容易である。砂糖はフィリッピン産糖の北米輸出七十餘萬トンに共榮園の供給に振向ければ大過剩を生ずることとなり、また玉蜀黍は滿洲、佛印、蘭印の輸出餘力は七、八十萬トンあり、この輸入が可能となれば戦前の鶏類の保持は容易となる。したがって、わが國としては東亞共榮園内農畜産計畫の指導的地位に立ち、その指導宜しきをうれば、自給自足でなほあまりあることとなる。」

なほ大東亞戦争下の十七年春の議會においては、主要食糧品に對する準專賣制の實施を目的とする食糧管理法が提出可決され、わが戦時農業政策にさらに一步前進を見ることとなつた。この法律は

(一) 食糧管理の強化、(二) 綜合配給制度の確立と消費規正の徹底、(三) 非常時用食糧の貯藏、(四) 米穀關係法規の整理を内容とするものである。これらのうち食糧管理の強化に關しては、政府は米麥の全面的管理を行ひ、米麥の買入れおよび賣渡しを行ふことになる。またその他必要に應じて小麥粉、乾麵、乾麵麩、食用澱粉、甘藷、馬鈴薯等の主要食糧についても買入れおよび賣渡しを行ひ

うる。米麥については集荷と配給との徑路を法定し、賣買價格は生産費、家計費、物價その他の經濟事情を參酌するものとし、その他食糧品の價格は時價を參酌する。また政府は食糧管理の必要に應じて食糧の配給、加工、製造、讓渡、使用、消費、保管および移動について命令を下すことが出来るものとし、價格についても必要とあれば命令を出し得るとともに食糧の移出入、輸出入をも統制するのである。

以上の如き政府の綜合的食糧管理を遂行する機關として、東京に中央食糧營團（政府半額出資で資本金一億圓）各道府縣に道府縣單位の食糧營團を設立する。食糧營團は有限責任の出資團體とし、中央地方を通じて關係國策會社、關係會社、關係指導團體を整理統合する。中央食糧營團は食糧債券を發行することが出来る。道府縣の食糧營團は前述した主要食糧の綜合的配給を行ふとともに、加工製造の事業をも營むものである。中央食糧營團は全國的綜合配給機關としての事業の外に、非常時用貯藏食糧の一元的貯藏を行ふといふ重要任務を持つてゐる。この中央食糧營團の貯藏する食糧は目先きのところ鹽干魚、冷凍魚、罐詰、乳製品、玉葱、乾麵、乾麵麩、澤庵漬、梅干、味噌、醬油、食用油とする。これらの貯藏食糧は中央食糧營團がそれぞれの配給機關から買入れ、一元的に貯藏するものである。

七、戦時下の肥料問題

二一六

次に米穀その他食糧問題と關聯して重要性をもつものは肥料問題である。わが國は世界屈指の多肥國と稱せられ、集約度の高い代りに肥料消費額も頗る多く、しかもその消費高は増加する一方の傾向にさへある。いまわが農業における肥料の地位を大雑把に見ると、昭和十一年に金肥すなはち販賣肥料の消費額は三億二千五百萬圓で、農産物總生産額三十五億一千七百萬圓に對して九・三%、約一割に近い消費額であつた。しかも貿易部面からすれば、最近三ヶ年の平均で八千九百萬圓を輸入に仰いでゐる。豆粕の三千百萬圓(總額の三割四分)を筆頭に、硫安の二千三百萬圓、硫酸加里の八百萬圓などが目立ち、これを農業經營から見ても反當り肥料消費額は昭和十一年に販賣肥料四圓九十六錢、自給肥料五圓八十四錢、一戸當りにすると前者が五十三圓九十錢、後者が六十三圓五十二錢であつて、農家經濟の上に非常に大きな關係を持つてゐる。

そこで肥料對策は事變以前から行はれてをり、すでに昭和十一年に「重要肥料業統制法」が生れ、十二年の第二特別議會では「臨時肥料配給統制法」が通過して肥料統制は一段と強化された。勿論その肥料統制は低廉肥料が目標であつたけれども、その後の情勢は單なる價格政策だけでは行かず、肝

心の肥料生産が衰退して生産減をひき起こすことになり、十三年の第七十三議會では「硫安増産および配給統制法」といふ、配給ならびに増産の政策を樹立しなければならなくなつたのである。さらにそのみでなく、需要と供給の平衡をはかるため、その配給割當制度にも新しい工夫を凝らさねばならなくなつた。

戦時下における肥料の需給状態を見るに、十三年二月に農林次官通牒をもつて肥料の消費調整に關する件が發表された。それによると、販賣肥料のうち硫安は大體需要に應ずるだけの供給を確保出来るが、過磷酸石灰および加里鹽については十一年程度の數量に消費を減縮せよとのことであつた。第一に販賣肥料の大宗である硫安は、最初は世界第二位といふ硫安工業の威力によつてそれほど窮屈さを見せず、第七十三議會の硫安増産及び配給統制法により、また滿洲硫安工業會社の創立などによつて不安を解消したのであつた。しかしその需給數字を見ると、決して不安解消とまでは行かなかつた。即ち供給は年々殖え、殊に滿洲硫安の生産によつて需給調節が行はれて來たけれども、一方では農家消費量の増加また著しく、滿洲の支持なくしては需給のバランスは極めて困難となつた。十四年の如く資材の制長、電力不足、石炭供給難になれば増産に不安が起り、しかも歐洲動亂によつて外國硫安の輸入は困難となつた。なほさら硫安生産量の確保は問題とならざるを得なかつたのである。

次に最も窮屈になつたのは加里鹽及び過磷酸で、十三年秋には肥料取締法施行規則を改正して供給の緩和に出たものの、十四年は物動計畫と輸入量の減少で不足が目立ち、農村の深刻な叫びに動かされて多少輸入を緩和したけれども、十四年秋の歐洲動亂によつて加里鹽の輸入は杜絶し、政府は加里鹽の割當豫定量を改訂するの餘儀なきにいたつた。磷酸肥料も船腹の不足が原礦石の輸入を困難にし爲替管理による輸入難もあつて、十三年から十四年へかけ困難を加へたのであつた。

八、肥料配給統制の強化

そこで政府は、昭和十四年八月硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰、加里鹽に對して割當制を實施するにいたつたのであつて、その目的は肥料の偏在を是正しかつ配給上の混亂を矯正して、もつて肥料不足を緩和するにあつた。しかして配給割當制の機構は、四種の重要肥料に對して公定價格を制定し、さらに農林省は全肥商聯系統と産業組合系統に對する四種の肥料の割當原案を作成し、それに基づいて各地方長官が實情に應じ各府縣における兩配給系統の取扱比率を毎期（一月乃至七月と八月乃至十二月を各一期とす）決定する仕組である。この公定價格および取扱比率に關する違反を防止するため、嚴重な罰則の設けられたこといふまでもない。

そこで農林省は、十四年六月十二日割當比率の原案を作成して、各地方長官に指示するにいたつた。従つて各地方長官は、農林省の指示に基づいて肥料商および産業組合に對する割當比率を決定するにいたつたのである。この決定された第一期（八月—十二月）の全國平均割合比率を見るに、産業組側が四九・七％、商人側が五〇・三％、保留が一・三％となつてをり、これを數量に換算すれば産組側の取扱數量は四十萬五千噸、商人側の取扱數量は四十三萬四千噸であつた。しかるに從來の實績によれば、商人側の六割強に對し産組側は四割弱といふ比率であつたに對し、右の比率決定によつて産組側は四九・七％を獲得したのである。そこで産組に厚く商人を不當に壓迫して全國四萬三千の肥料商の死活に關するといふ非難が起り、商工省は農林省と協議の上、商人側の割當が過去の實績より著るしく減少してゐる地方では、地方長官が産組側に勸奨して割當の一部を商人側に譲つて兩者の對立を緩和することとしたのである。

かくして割當制實施の結果、肥料の配給は日本硫酸會社等を中樞機關とし、中間機關は産組及び肥商の二翼に別れて、前者は全購聯——縣購聯——市町村組合——農家といふ徑路を、後者は生産者——府縣肥商統制團體——商人——農家といふ徑路をとるにいたつたのである。しかし以上によつてもなほ肥料の配給統制は完璧を期するを得ないところから、さらに各肥料の配給を一元的に計量的に能

率的に行はしめるため、昭和十五年にいたり日本硫酸會社その他配給中樞機關を統合して日本肥料株式會社の成立を見るにいたつた。同社の特色とするところは、肥料の配給統制機關たる以外に、肥料の製造事業に資本的に參加して、配給の根源にまで觸手するにいたつた點にある。

なほ農林省では、肥料消費調整規則の一部を改正し、十五年五月三十一日公布施行した。これは同規則第一條に指定されてゐる硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰（重過磷酸石灰を含む）カリ鹽（硫酸カリおよび鹽化カリ）硝酸曹達配合肥料の外に大豆、油粕、菜種油粕、綿實油粕、鱈搾粕および化成肥料を加へたもので、これによつて肥料消費調整の目標は、地方的に用ひられてゐる雜粕肥料を除く主要肥料ほとんど全部を網羅したことになり、さらに前記肥料のほか「農林大臣または地方長官の指定する肥料」となし、右にもれた肥料をも指定し得るやう改められた。その結果肥料の配給統制は一段と強化され、消費調整において地方長官の活動力を著しく擴大せしめることとなつたのである。

さらに昭和十六年において食糧品の増産政策が緊急化したことは前に述べたが、政府はこれに伴つて海外依存化學肥料の減少に備へ有機質肥料の配給の圓滑化、堆肥の指導奨励、共同配給所の設立勸奨による肥料配給ルートの一元化等に積極的な努力をなしたのである。

第九章 労働統制及び産報運動

一、戦時下の労働問題

戦争遂行のためには生産力の擴充を要し、生産力の擴充にはその原動力たる労働力の十分なる供給を確保せねばならぬ。しかるに我が國においては、事變前よりすでに労働力不足の傾向があり、しかしてそれは一般労働者よりも特殊労働者において、不熟練工より熟練工において一層激しくなつてゐた。そして一般職工ならびに熟練工の應召出征、青年労働者の主要供給源たる農村の人馬の應召による供給力の減少等によつて、需給不均衡は益々激化するにいたつたのである。かうした事情の當然の結果として、第一に労働者の爭奪引拔戦を激化し、賃金を騰貴させ、第二には長時間就業、單位労働の強化となつて工場災害及従業者傷害を増加させ、労働力を衰耗し、能率を減退させ、さらに第三には採用資格の低下を來して技術及び能率の低下、災害の増加となり、結局生産力擴充そのものの圓滑な遂行を阻害せんとする傾向が現れて來たのである。

政府はかかる事態への應急策として、十二年八月「軍需勞務要員充足」に関する通牒を發して優先

的に官營軍需工場の労働力補給に途をつけたほか、各府縣に軍需勞務係を置いて官民軍需工業への労働力の斡旋に當らしめ、さらに積極的對策として東京、大阪、名古屋の三ヶ所に國營養成所を設置したほか、民間多數の工場鑛山にその養成を委託したが、しかしそれらによつて供給される熟練工は年二萬人程度に過ぎず、押し寄せる労働力不足には十分に應じ得なかつた。次いで職業紹介所を國營化して労働力の配置にも積極的に乗出したが、紹介所だけでは全國的な労働力の需給不均衡を調整すべくもなかつたのである。なほかやうな労働不足の外に、學校出の技術者の不足も大であつた。

二、職業紹介所の國營

かくの如き労働力および技術者の不足に對し、供給の増加は急速に望めないで、むしろ需給調節に重點を置かざるを得なくなつた。この需給調整の主役として職業紹介所が浮び上つて來たのである。わが國の職業紹介事業は、失業者乃至未就職者に對する救濟的意義をもつて就職斡旋の機關として發生したのであるが、その發展とともにかかる消極的機能に止らず、進んで産業に對する所要労働者の供給といふ積極的使命をももつていたつた。かくて昭和十一年に聯絡統制の機構を改正したが、職業紹介所の經營は依然として市町村營を原則とし、僅かに道府縣が必要に應じて職業紹介所を經營

し得るに過ぎなかつた。それが昭和十二年に入り、さらに支那事變の擴大によつて軍需勞務の充足、事變に伴ふ職業轉換、歸還または傷痍軍人の職業斡旋等に萬全を期する必要上、改正職業紹介法が議會に提出されて通過を見、職業紹介所國營は實現したのである。

改正法の内容を見るに、その目的は單なる失業救濟事業でないのみでなく、職業紹介事業に對する國家的社會的要求は國民全體を對象とし、その機能は勞務の適正なる配置をはかり、勞務の需給を調整するといふことになつてゐる。職業紹介事業の政府管掌の點は改正法の中核をなすもので、從來の如き市町村營主義において、職業紹介所の適正なる分布を實現し、全國的紹介網を完備して内容を充實することの困難であつた點が是正されたわけである。また政府の管掌する職業紹介事業の樞軸は職業紹介であるが、勞務の適正なる配置をはかるためこれに併せて職業指導を行ひ、なほ必要に應じて職業補導その他の事項をも行ふことになつた。

三、勞力充實の諸對策

支那事變に伴つて生じた短期軍需勞務要員の充足は、職業紹介機關で積極的に斡旋に當る方針が樹てられ、昭和十二年七月十六日電報または書面をもつて關係府縣に取扱方法を指示し、應急措置が講

せられた。その後軍需勞務の全國的統制の要あるを認め、内務、陸軍、海軍三省協議の上軍需要員充足に關する取扱要領を定め、同年七月三十一日各地方長官に通牒を發し、東京、京都、大阪、神奈川、愛知、廣島、福岡、長崎各府縣では軍需勞務幹旋部を、他の縣は軍需勞務係を設置した。さらに軍需工業動員法の一部實施その他時局の推移に鑑み取扱要領を改訂し、陸海軍民間各需要員の適確なる充足をはかることとして十月六日よりこれを實施した。

次に登場したのは従業者備入制限である。軍需關係の工場、鑛山における技術者、職工、鑛夫等の不足に伴ふ爭奪競争の激化は、これら軍需産業の生産力に甚大なる影響をおよぼさざるを得ない。これが對策として昭和十二年十月以來地方長官が一般業者の自制を促し、申合せによつてこれが防止をはかるとともに、地方職業紹介所における經驗工の職業紹介について引拔競争の結果とならざるやう十分の留意が拂はれた。その後かかる方法のみでは到底所期の目的を達し得ないため、ここに國家總動員法第六條を發動してその規制をなすため、十三年十二月五日の國家總動員審議會において要綱が可決され、「従業者雇入制限令」が十四年二月三十一日に公布され、内地は四月三十日より、外地は八月一日より實施された。

なほ技術者および基幹職工の不足對策としては、國家總動員法第六條を發動して十三年八月二十四日勅令第五百九十九號をもつて學校卒業生使用制限令を制定し、國策上最も必要とする方面への配置が行はれることとなつた。

四、國民登録及び徵用制

政府はかねてから國民登録制を實施すべく準備を進めてゐたが、十三年末國家總動員審議會に「一般國民の職業能力に對する勅令案要綱」を諮問してその可決答申を見、十四年一月七日勅令第五號をもつて國民職業能力申告令が公布せられ一月二十日實施された。國家總動員計畫樹立のためには、國民の働く能力即ち職業能力を平時から國家に登録しておく制度が不可欠である。わが國でもこれが必要を認め、國家總動員法の制定に際してこの國民登録制實施のために特に規定を設けたのである。

また總動員法第四條に基く國民の非常徵用を行ふため、一般勞務者、醫療關係者、船員、獸醫等に徵用令を發動することとなつた。この徵用令は、勞務動員計畫遂行上の精銳なる法的武器であつて、國民職業能力申告令に伴ふ必然的なものである。徵用令は昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號をもつて公布され七月十五日より施行、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島では十月一日より施行された。

五、熟練工養成と青少年工

次に熟練工の養成といふ建設的な勞務員供給對策がある。熟練工不足とそれが争奪戦への對策として政府は機械工の養成施設を設けて自ら熟練工の養成に當るほか、地方廳に補助金を交付してその養成にとめることとなつた。また國家總動員法第廿二條を發動して學校、養成所、工場事業場に對し常時一定數の養成數を保有せしめることを義務づけることになり、「學校および養成所における技能者の養成に關する勅令」および「工場および事業場における技能者養成に關する勅令」を十三年十月の總動員審議會に上程通過した。案の要點は（一）技能者養成の義務を負ふものは原則として一工場において十六歳以上の男子勞働者を常時二百人以上使用するものなること、（二）養成すべき技術者の種類員數は命令をもつて定むること、（三）養成工は十四歳以上十七歳以下の男工にして高等小學校卒業以上のものなること、（四）養成期間は三ヶ年を原則とすること、（五）十六歳未満工の養成時間は就業時間と合せ一日十一時間以内たること等である。

また政府は十四年度勞務動員計畫に伴ふ新勞働力充足のため、國家總動員法第六條を發動して一般勞務者の使用雇入制限を行ふこととし、小學校および高等小學校卒業者を對象とした「小學校卒業者

雇入制限令」、商業およびその他における勞務節減可能なる業務の従業者を對象とした「青少年勞務節減令」なる勅令を發布することとした。ここにおいてさきに實施を見た總動員法第六條に基づく學校卒業生使用制限令、従業者雇入制限令、國民徵用令と相俟つて戦時下勞務動員體制は殆ど整備されたわけである。この「小學校卒業生雇入制限令」は、小學校および高等小學校卒業後の一年間において男女卒業生を雇入れる場合すべて職業紹介所長の認可を要する旨を規定したもので、また「青少年勞務節減令」は、勞務節減可能なる業務に小學校及び高等小學校卒業後一年以上を経た三十歳以下の青少年を雇入れる場合、小學校卒業生雇入制限令と同様職業紹介所の認可を要することを規定したものである。

六、賃金統制の發展

勞働對策の核心をなす賃金の統制は、十四年に入つて具體化した。即ち總動員法第六條に基く賃金統制令は十四年三月三十一日公布、四月十日より實施された。しかし最初は従業員雇入制限令との睨み合せの下に實施されたもので、その目的は雇入制限令の實施に伴つて豫想された未経験工の賃金繰り上げを抑制するにあつた。しかるに初給賃金統制に乗り出した政府は、直ちに方向轉換を餘儀なくされた。それはいふまでもなく、物價抑制の絶對必要、それから生れた物價統制大綱の出現のためで

あつた。そして賃金政策は單に勞働の量的統制の立場からのみでなく、物價政策と並行して、つまり日本戦時經濟の再編成の立場から考察されねばならなくなつたのである。

十四年五月十一日中央物價委員會總會が開かれて物價統制大綱の具體案の研究方法が決定すると共に、賃金と低物價政策との接觸が開始された。そして厚生省の賃金統制令に基く中央賃金委員會では、未経験勞働者の初給賃金標準額を決定して十四年八月より實施し、さらに既經驗工の賃金規正にも乗出すこととなつた。しかし既經驗工の賃金は未経験者の賃金と異なり、地域、年齢等のほか職種、經驗、技能等極めて複雑で標準賃金を決定すること至難なので、賃金統制令第四條に基き常時五十人以上の勞務者を使用する工場または事業場の事業主に賃金の支拂方法、所定就業時間、定額賃金の等級別標準額、所定就業時間外に對する割増率その他を包含する賃金規則を作成せしめ、その甚だしく不當なるものにつき第六條に基き訂正せしめることとしたのである。

かくて立ち遅れて初給賃金統制に乗り出さねばならなかつた政府は、さらに相次いで一般的賃金規制に手をつけねばならなくなつたが、それは日本戦時經濟の再編成、再調整とつながつてゐるのであるから、從來の社會政策的賃金政策と同一軌道では行けない。また生産力擴充と低物價政策との兩者に奉仕せねばならぬ低賃金政策は、そのいづれに對しても反撥面をもつてゐるし、賃金および賃金制

度の規制と利潤規制との並行といふことにも多少の摩擦が考へられたのである。

次いで十四年九月十九日の閣議は、總動員法第六條、第十一條、第十九條を發動し、九月十八日を基準（内地の家賃および地代は十三年八月四日、朝鮮の家賃および地代は十三年十二月三十一日）として價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、賃金および給料につき向ふ一ケ年引上げを禁止することに決した。賃金に關する停止令の要點を拾へば次のごとくである。

- 一、賃金は第六條、給料は第十一條による。
- 一、右のうち給料については既に會社利益配當資金融通令はあるけれども、本令そのままでは適用不可能であるから新に給料の引上を禁止する勅令を公布する。
- 一、官公吏乃至官業現業員の給料乃至賃金については特によるべき法令はないけれども、同間同様引上禁止の方針をもつて進む。
- 一、引上禁止を行ふ期間を一ケ年とした理由は、禁止したことによる諸種の弊害を除去しかつ價格間に公平を期するための猶豫期間をおいたもので、政府はこの一年間に中央物價委員會を極度に活用して全面的に適正價格を設定せんとする決意を示したものである。
- 一、なほ昇給規定なき會社工場等に對しては出来る限り速かに昇給規定を作らせ監督官廳の認可を受けしめる。

右の賃金給料のストップ令は、十五年九月の更改期到來を機として再検討されることとなり、その適正なる新基準が十月より設定された。

七、國民皆勞制の確立

以上敘述の勞務統制に引きつづいて強化されて來た統制の主要内容を述べるに、十六年三月には國民勞働手帳法が制定公布され、同年十月一日から實施された。その目的とするところは勞務の合理的な配置、それが需給の調整、勞働者自由移動の防止等をはかるにある。

また勞務の積極的増強策としては學校卒業生の繰上げが行はれ、十六年十月大學專門學校等の在學年限乃至修業年限の臨時短縮に關する勅令および文部省令が公布され、十七年三月卒業見込のものは十六年十二月卒業に変更された。

次に勞務需給の圓滑と適正を期するために十六年十二月八日勞務調整令の公布を見、十七年一月十日から實施された。これは銃後國民を軍需、生擴その他の國家的緊要事業に動員せんとするもので、同法公布とともに從來の從業者移動防止令、青少年雇入制限令は廢止されるにいたつた。

賃金の統制については前に述べた九・一八停止令の後十五年十月賃金統制令の全面的改正が行はれたのであるが、これによる實際の統制は未だ行はれるにいたつてゐない。即ち舊統制令によつて決定されてゐた滿十二歳以上滿二十歳未滿の未經驗勞働者の初給賃金、最低額および最高額は新統制令に

欠

MISSING

續に十分に認められねばならぬ。

第十章 中小企業統制と轉業對策

一、統制下の商業及び商人

戰時統制經濟が進展すると、商業なり商人なりはどうなるかといふ問題は、極めて重要性をもつて擡頭して來た。といふのは、従前でも商人の數が多過ぎ、無用の競争が激しく、到底そのまま放置出來ぬといふ主張が相當に行はれてゐたのである。ところが事變になり、それが長期間繼續されるにつれて、一般民需物資の供給は次第に窮屈になつて來た。配給すべき物資が少なくなれば、多い場合に存在しただけの商人數では當然多過ぎることになる。しかも公定價格が布及されて商人の利益率が減じて來ると、従來通りの商人數が存在したのではどれもこれも立ち行かぬことになるのである。勢ひ商業の統制、商人の整理といふことが問題となり、事實またある程度まですで行はれて來た。しかしこの問題は、軍需産業の勞働力充實とも關聯し、決して簡單な問題ではない。

統制經濟時代にあつては、配給機關は次第に排除され、商業なり商人なりは結局なくなるのではないかといふやうな考へも往々にしてある。しかし生産と消費が分離してゐる限り、商業はその存在を

否定されず依然存続するものと思はれる。しかしそこには、商業機能の變質が行はれることを忘れてはならない。

自由經濟下にあつては、商人は商品の需給を競合ふことによつて市場價格を形成する價格機能と、一定量の商品を生産者から消費者へ配給する數量機能の二つを有してゐた。ところが統制經濟になると、市場價格に代つて公定價格が現はれて來るので價格機能は次第に喪失し、數量機能だけが残ることとなる。ここにおいて商業なり商人は、著しく活動範圍が狭められることになる。かくて統制經濟下にあつて價格機能を失つた商人は、從來の如く商品價格の變動によつてぼろい儲けをした甘味や妙味はなくなり、それに代ふるに公定價格をもつて一定の口錢を得て配給する安定的かつ事務的なものとなつた。即ち自由經濟時代の投機的商業は、統制經濟時代には手数料商業へ變轉したのである。

その結果戰時經濟の進展は、種々の點で中小商業を難局に立たしめ、利巾の縮小、金融難の深化、勞働力の不足等を惹起し、營業不能者の數が著しく増加する趨勢にある。

これらの業者救済のため二つの對策が用意された。一つは十五年四月公布の商業組合法の改正である。これは商業組合制度の創設が、元來商業統制のための一方策たるはいふまでもないのであるが、右の改正は新たに商業小組合制度を創設して、資本金二、三千圓程度の商業者約十名をもつて結成せ

しめ、共同經營の實を擧げしめることとしたのである。

今一つは免許制で、十五年春の議會へは未提出となつたものの、遅かれ早かれ物品販賣業において實施されるのは必至である。

二、小賣商業の免許制度

物品販賣業の免許制は、商業者數の過多を是認し、しかる後業者の可及的減少によつて業界の明朗化をもたらさんとするものである。即ち從來なら計畫性なく濫立し、その結果共喰ひとなつてつひに没落する小賣業者を中心とし、一般物品販賣業者の設置に計畫性を與へ共存共榮の實を擧げしめんとするものである。未提出になつた法案の要綱は大體次の如きものであつた。

(一) 新しく物品の小賣を行ひまたは物品の卸賣(商工大臣の指定するもの)の業務を行ふものは地方長官の許可を要する。

- (イ) 露店商及行商は許可を要しない。ただし必要の場合はその販賣をする地方長官の許可を受けさせる。
- (ロ) 工業、農業者等の生産者また飲食店業は許可を要しないが、特に販賣施設を設けるものは許可を要する。
- (ハ) 臨時的に販賣業務を行ふものは許可を要しない。臨時期間は三ヶ月を超えざることとする。
- (ニ) 他の法令によつて許可を受けたものは商工大臣が指定するものに限り許可を要しない。

(ホ) 零細商業者など特殊事情あるものは商工大臣の指定により許可制の適用を除外される。

(ハ) 商業組合、産業組合、消費組合、工業組合、購買會などは許可を必要とする。

(ニ) 許可は業種ならびに営業場別にし、現在物品販賣を行つてゐるものは届出によつて許可を受けられたものと見做す。

(三) 許可制は商工大臣の指定する地域に行ふが、さし當り人口二十萬を超える都市を指定する。営業所の移轉、支店、出張所の新設は許可を要する。

(五) 相續の場合は許可を要しないが營業譲渡の場合は許可を要す。

(六) 地方長官は物品販賣業審査委員會に諮問して許可をなすこととし、同審査委員會は次の如き構成とする。

(イ) 商工會議所、會議所のない場合は市町村に設ける。

(ロ) 會長は商工會議所に設けられた委員會では商工會議所會頭、または市町村のものは市町村長とする。

(ハ) 委員は地方長官が次の者から任命する——關係官吏、市町村吏員、當該業者の代表者、常識經驗者。

この小賣商の免許制度に對しては、内務、厚生、農林の關係三省に強硬な反對意見あり、法制局でも問題の重大性に鑑み關係各省の係官を集めて數回にわたり協議したが、商工省とこれらの關係省の間には未だ大きな意見の懸隔があり、妥協に到達すること困難となつた。そして關係各省の意見を容

れるときは法案の骨抜きを免れず、結局十五年春の議會には提出されるにいたらなかつたのである。各省の反對意見を綜合すると、大體次の如くである。

一、小賣ならびに卸賣の免許は物品別にそれぞれその特殊事情を考慮して行ふべきで、商業なる名のもとに全般的に許可制を設けることは商工省の物資別行政方針とも矛盾する。

一、免許制度は既存の商業者を特權化し、ひいては商業自體の品質低下を來す。

一、失業問題を惹起する恐れがある。

一、農村側にとつては、農村人口のはげ口を阻止され重大問題である。

一、かりに法案を提出するとしても指定品を極めて小範圍に限定すべきである。

一、厚生省所管の購買組合、農林省所管の産業組合、漁業組合は當然除外すべきである。

ところでここに銘記すべきは、免許制といふものが、戦時下における物資の生産、配給、消費の計畫的統制、特に生産より消費に至る過程の配給機構再編成と結びつけて考へることによつて、はじめて時局的意義をもつといふことである。十五年五月の經濟部長會議において「配給機關の最下部組織たる商人に對しては、政府は來る七月一日より商業小組合制度を實施し、商業組合中央會を中心とする商業組合自治監督制度を創設せんとしてゐるが、地方の物資配給ならびに間取引の實情は、この際中間機關たる卸賣業者の廢止乃至は徹底的整理監督強化と、小賣商の國家專賣的配給機關としての組

機械化によらざれば、實際消費者への公正價格による適正物資の配給は期しがたい」と中央當局に進言したことは注目に値する。

三、戦時中小工業の激増

わが國の産業構成において、中小工業の存在が過多であることは周知の事實である。中小工業は工場數において壓倒的な地位を占め、職工數および生産額においても殆んど半ばを占めてゐる有様である。商工省の工場統計表（常時五人以上の工場についての計數であつて、五人以下の小工場をも加算すれば、中小工業の比重はさらに増大する）によつて、先づ工場數について中小工場の變遷を一瞥しよう。昭和七年から同十三年までの間に、わが國の工場數は六萬七千餘工場から十一萬二千餘工場に、約四萬五千工場を増大してゐる。この間中小工場は、六萬四千餘工場から十萬八千餘工場に、四萬四千餘工場を増大し、中小工場が全工場で占める比重も、昭和七年の九五・七%から九六・二%に激増してゐる。だからわが産業の量的發展と中小工業との關係を見るならば、金輸再禁止以來のわが國經濟の發展と歩調を共にして、中小工業もまた發展して來たといふことが出来る。

工場數についてわが産業と中小工場との關係を見る限り、上述のことは各種の産業について普遍的にいひうるるところである。代表的産業たる紡績工業における中小工業の工場數は、昭和七年は一萬九千餘工場で九二・七%であつたが、同十三年は二萬六千餘工場で九四・四%となつてゐる。かくて準戦時以來のインフレーションの波に乗つて、中小紡績工場が簇生したことは全く明らかである。しかしすでに紡績工業における中小工場の過多な存在は、戦時統制の困難を助長して來てゐることは周知の通りである。

次に時局産業の代表的なものとして、金屬工業、機械器具工業および化學工業の三者をとつて見よう。金屬工業の工場數は、昭和七年の四千六百五十一から昭和十三年の一萬一千百三十二に、六千四百八十一工場を激増してゐる。この間中小金屬工場も六千一百九十四を激増してゐるから、大工場（職工百人以上）は二百八十七工場を増加したにすぎない。かくて準戦時以來、金屬工業における生産擴充を量的側面から見るならば、金屬工業の量的發展は中小工場の激増を樞軸にして遂行されたといふことが出来る。

また機械器具工業の工場數について見れば、昭和七年の六千七百三十八から昭和十三年の一萬七千五百七十に、一萬八百六十三工場を激増してをり、この間中小機械器具工場の増加は一萬一百四十九におよんでゐる。従つて常備職工百人以上の工場は七百餘を増加してゐるに過ぎず、機械器具工業の

發展においても、やはり金屬工業の場合と同様中小工場の激増がその發展の樞軸をなしてゐるのである。さらに化學工業においては、この傾向が一段と強い。即ち昭和七年から同十三年にいたる間は、化學工業の工場数は二千四百五十三を増加し、そのうち中小工場の増加は二千四百八十二に及んでゐる。従つて中小工場数の比重は、昭和七年の八六・一%から同十三年の九一・二%に増大してゐるのである。かくて化學工業の生産擴充は、その大部分が小工場の増大に負うてゐるといつても過言ではないのである。

上述の如く時局産業の生産擴充は、中小工場数の増大といふ線に沿うて遂行されたのである。しかし時局産業においても中小工場が一層の激増を告げるにいたつたのは、次の如き理由に基づくものである。まづ第一の理由は、準戦時以來の生擴政策の主要目標が、量的な増産に置かれてゐたことである。次に第二の理由は、この生産擴充がいはゆる財政—軍需インフレの下に行はれ、しかもその製品価格は主して最高生産費で決定される傾向が強かつたこと、従つて中小工場の激増の温床となつたことである。この二つの條件が、準戦時以來時局産業における中小工場の激増を招來した基本的な理由である。さらにわが國の重工業は、本來その周圍に莫大な下請工場をもつものであるが、準戦時以來の生産擴充に當つて尤大な注文の持続性に關する不安および利潤獲得の焦慮から、その生産擴充を

下請工場の増大といふ線に沿うて遂行した。このことも中小工場の激増の大きな理由をなしてゐる。

四、中小工業の質的地位

工場數を中心として見た中小工場の現状は上述の通りであるが、これは量的な地位であり比重である。しかし工場數を中心に見る限り、中小工場の存在は文字通り過多であるといはねばならない。

しかし職工數および生産額といふ質的な側面から中小工業の現状を見るならば、様態はかなり變つて來る。紡績工業においても中小工場の職工數ならびにその比重は増大してゐて、この限り工場數の場合とはほぼ同一の傾向を示してゐる。しかし生産額の比重は僅かではあるが減退してゐる。中小工場の生産額は、紡績工業全體の生産額の三一・三%に過ぎない。換言すれば全工場數の九四・四%を占める中小工場の生産額が、全生産額の三一・三%に過ぎないといふこと、全工場の僅か五・六%にすぎない大工場が、全生産額の六八・七%を掌握してゐるといふ事實、工場數と生産額との比重が顛倒してゐることのうちに、中小工場問題が端的に表現されてゐるといふことが出来る。

また金屬工業においては、昭和七年から同十三年までの間に、その職工數は二十六萬四百八十四人を激増してゐる。そのうち中小工場の職工増加數は九萬六千九百九十三人、従つて大工場の職工増加

数は十六萬三千四百九十人に及んでゐる勘定であつて、金屬工業においては比較的大工場が、新設乃至増設されたといふことが出來やう。さらに金屬工業の生産額について見るに、昭和七年の生産額は五億九千一百万圓であつたが、同十三年の生産額は四十六億八千七百圓に及び、四十億以上の生産増となつてゐる。しかして金屬工業における中小工場の生産額は、昭和七年の二億三千六百万圓から同十三年の十一億二千三百萬圓へ八億餘萬圓を増加してゐるに過ぎない。従つて中小工場の生産額が全生産額中で占める比重も、昭和七年の三九・九%から同十三年の二四%に急低下してゐる有様である。かくて工場數における壓倒的優勢と生産額における相對的劣勢といふ中小工場の顛倒的な特質的地位は、紡績工業におけるよりも金屬工業において一層顯著となつてゐる。

金屬工業についていひうることは、同時にまた機械器具工業にも安當する。機械器具工業の生産額は、昭和七年の五億九千八百萬圓から同十三年の三十八億二千一百万圓へ三十二億二千三百萬圓を増してゐるが、この間中小工場の生産額は七億六千九百万圓を増加してゐるに過ぎず、中小工場の生産額比重も三二%から二五・四%へ、大幅の低落を告げてゐるのである。

上述の如く金屬工業および機械器具工業における中小工業の地位から見ると、政府の軍需インフレによる物價騰貴のため、中小工場の過多な存在は一層助長されたといはねばならない。しかしそ

の間、政府の生産擴充政策に沿つて大工場が新設増設され、その結果生産額を中心に見ると、中小工場の生産額は、化學工業の二七%を最高に、機械器具工業の二五・二%、金屬工業の二四%といふ割合であつて、も早や決定的な地位を占めなくなつて來てゐるのである。換言すれば、原材料および勞働力の制約が苛酷になり、いはゆる重點主義的な生産擴充政策を採用せざるを得なくなつても、その生産額におよぼす影響はも早や決定的でなくなつて來てゐるといふことが出來るのである。ここにいはゆる重點主義的な生産擴充政策の客觀的條件の一つが具備されてゐる。

これを要するに金屬工業、機械器具工業および化學工業等の時局産業において、工場數の九割以上は中小工場で占めてゐるが、その生産額は二割四分乃至二割七分程度に過ぎない。従つて中小工場の過多は實に顯著であるといはねばならぬのであり、この中小工場の過多を問題にする所以は、今後の産業再編成ならびに中小工場對策の方向が、中小工場の過多的存在の合理的な清算に進まざるをえないからである。

五、中小工業の整理統合

しからばこの過多に存在する中小工業をいかにして整理するか。商工省は、これを共同作業組織に

編成して個々の弱小企業を整理統合するとともに、その編成された単位組織の設備技術を補強合理化して大企業の下請など有機的連繫の下にこれを戦時経済機構中に動員し、生産擴充を促進すると同時に休業を救済する趣旨をもつて、業者をして工業組合、工業小組合を結成せしめ、その共同設備の運営により、集團的に時局産業に轉換せしめつつある。

しかしながら組合は、統制乃至協同の事業を目的とする團體であり、組合員各自の企業の獨立性を尊重するため、各自の計算と設備を一企業に集合して、共同設備による一貫作業によつて生産を組合事業として共同經營化すること不可能で、結局工業組合制度だけでは中小工業者の集團的整理轉業を達成すること困難である。

そこで十五年下期に入るや、組合制度の外に有限會社制度を併せ運用し、これが再編成に乗出すことになつた。この中小工業の合同體として、有限會社制度を採用したのは次の理由による。即ち株式會社では株の移動が自由なため、中小工業者の相互信賴關係に基く緊密な結合體を破壊するおそれが多い。それかといつて、合資合名會社では經營の實權は單に無限責任社員のみであり、有限責任社員は企業に關與することが出来ないのみならず、これらの會社は設立その他手續が煩瑣で中小工業の企業合同形態として不適切である。そこで商法上の各種會社制度のもつ長所のみを集め、中小企業の合

同體として最も適切な有限會社制度によつたものである。

有限會社による中小工業の集團轉業の要領は左の通りである。

- 一、事業の維持または轉換上受注、原材料、勞力等の確保困難な中小工業者作業の合理化と技術設備の補強を図るため企業を合同せんとするときは、各自の手持設備の現物出資により有限會社を設立する。
- 二、社員および従來の工員は同時に有限會社の従業員または工員として、會社の工場において作業に従事し従來の技術能力を活用する。
- 三、社員をして會社と競業の地位に立たしめざるやう出資の條件、定款等により適宜の措置を講ぜしめるほか、各種の設備制限關係法令の運用により目的を達する。
- 四、現物出資による設備の運搬、据附、改造修理等に要する經費または現物出資による設備を補強するため、必要な設備を新設するに要する經費については補助費要綱に準じ審査の上補助する。

以上の如き對策は、中小工業行政の百八十度轉換であるといつてよいであらう。しかしして有限會社における新設備に關しては、品質向上、規格統一などいはゆる質的向上に限りこれを許可し、單なる量的増加についてはこれを認めず、かつまた現に消費統制を實施せられつつある物資を消費する新設備の増加なども極力これを避ける方針である。

次にこの有限會社組織に對する補助金は、差當り小組合の補助金たる百五十萬圓である。これでもなほ不足する場合は豫備金より支出する方針で、現在全國にある約百五十の工業小組合は漸次有限會

社組織への轉換が豫想される。

元來中小工業における轉業の困難な原因としては、次の諸點があげられてゐた。

- 一、一般的な資材勢力の入手難による轉業の至難は勿論であるが、重點主義の採用のため、設備技術の點においても中小工業者は相互協力による團體的轉換を行はなぬ限り殆んど絶望的で、その轉換は最近一段と困難を加へて來た。
- 一、轉換の大部分を占めるものが軍需向轉換であるため、納期、數量、品質その他についてもかなり嚴重な條件が要求され、中小工業者としてはその諸條件を満し難い。
- 一、従來の轉換に對する努力がともすれば原料資材の配給關係の調節に終始され勝ちで、中小工業者の技術設備の改善が比較的等閑視されてゐた。

これらの諸原因に鑑みると、團體的轉換と技術設備の改善に補助指導を與へんとする有限會社制の整理統合方法は、相當の効果を期待すべきものと思はれる。この制度の狙ふところは、積極的には共同設備による完全な一貫作業を行ひ製品を質的に向上せしめることであり、消極的には中小工業者の救済といふことである。しかして組合組織は、中央集權的に再組織されて組合の力を強化することになるのであるが、この有限會社は資力が弱小のため、業者が検査をパスしない不合格品を作つた場合、これを補償する能力がない。結局大資本に依存するほかないことになる恐れがある。また下請諸會社は多くの親會社に屬してうまくやつてゐたのであるが、今度は一つの親會社に直屬するので子會社の

隸屬關係をさらに強化することになる。この點に關しても相當の考慮が拂はれねばならぬ。しかし問題はあるにしても、この中小工業行政の大轉換によつて政府の方針が確立したことは注目されてよ

六、中小企業統制方針

これを要するに商業といはず工業といはず、中小企業といはれるものの戦時下における進路は現業を維持するか轉業かの二つである。政府は事變以來中小企業對策に腐心して來たのであるが、昭和十五年十月の經濟關係懇談會において中小企業統制に關する一般方針を決定した。その主眼點は次の如くである。

中小商工業部門において、従來の活動範圍の縮小ならびに機能の變革を餘儀なくされたものに對しては、代用原料の使用、生産品の規格變更、中小商工業の組織化、時局産業への轉換、下請制度の利用等をはかるとともに、政府の損失補償擴充による庶民金庫等の活用によつて中小商工業者に對する金融緩和の方途を講ずる等各般の對策を實施し、および限り失業者を出さざるやう努むべきもなほ中小商工業者ならびにこれが従業者にして轉業の止むなきにいたるもの相當多數に上るものと豫想さ

れ、この轉業對策として次の要項を実施する。

(一) 轉業は出来る限り官廳の強制的措置を避け、同業者組合の申合せ等に基づく自治的措置によらしめ政府は必要なる指導を加ふ。

(二) 轉業による犠牲を緩和し、轉業を容易迅速ならしむるとともに、國民勞務再編成の見地よりこれが勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき萬全の施設を講ずる。

この施設としては、まづ人の問題については轉業者に緊要産業への勞務配置をやり、年長者、轉業困難なる者は現業を繼續せしめる。轉業の指導機關として(一)國民職業指導所(二)國民職業訓練所(三)職業輔導所強化等の活用をはかる。財産處分、負債整理には國民更生金庫を設けその處理に當らしめる。

かくて中小企業の編成替は本格的軌道に乗り、商工省の整備要綱を通則として、各府縣長官が特殊事情を考慮しつつ整理統合に當つて來たのである。しかし個々の業者に蓄積があるのと、自治的な處置のためよほどの事情でない限り残存せんとする業者が多く、思ふほど中小企業の整理統合は進捗しなかつた。このことは勞力の無駄をなしてゐるとも見られ、緊要産業が勞力充實に悩んでゐる際だけに整理統合に伴ふ人的資源の供出はますます緊要と見られるにいたつたのである。東條内閣の岸商相

が昭和十六年十一月二十四日の地方長官會議席上次の如く述べたのは、即ち以上の事情に立脚したものであつた。

「中小商工業の整理統合問題は從來は單に一般物産の漸減に伴ふ業者の取扱數量の減少、利潤の低減から來る不可避的事實であると思はれてゐたが、自分はこの問題は(一)國內の人的、物的資源の總動員、重點主義による最高能率の發揮(二)必要方面における勞働力の獲得の二點から出發せる國民再組織の問題と思ふ。従つて業者個人として十分採算がとれてゐるからといつて、その人は轉業しなくてよいといふわけにはゆかぬ。國家全體としての利益のために、さういふ人にも轉業してもらはねばならぬ場合もある。今後はこの問題は從來のごとく細かく事務的にやつてゆくのではなく政治的に取扱ふ。知事自ら陣頭に立つて魂の入つた措置をとつてもらひたい。要は實行の問題である。國をあげてこの決戦體制下に國內で歸趨に迷つてゐるものとか、希望を失つたものが一人でも存在することは非常に遺憾なことであるから、急速に對策を講じていただきたい。」

七、企業許可令の登場

かくして企業の整備統制を促進することを目標とする企業許可令が昭和十六年十二月十一日公布、十三日より實施された。この企業許可令は前述した營業免許制の發展的形態であつて、昭和十五年三月第七十五議會に提出の豫定であつた「物品販賣業統制法案」を擴大強化したものである。本令の目的とするところは企業許可令第二條に銘記してあるやうに「國民經濟の總力發揮に資するため企業の

整備統制の基礎を確立する」にある。わが國現在の經濟界は生産性の昂揚を必要とし、配給機能の強化を切望してゐるのであるが、この要望に應へる途は企業の整備をはかり企業の統制を強化することである。その基礎を確立するには先づ事業の開始を統制しなければならぬ。事業開始の統制によつて資材勞力は國家の最も緊要とする部に流され、事業家は適材適所主義により國家に代つて生産配給をなすことを義務とされ、また企業の整備も自ら促進されるのである。本許可令はかうした目的をもつて生れて來たものに外ならない。かくて新企業に對する資材勞力の流入をこの許可令で一應堰止め、これを緊要産業へ使用することになるのである。

企業許可の方法は第三條に規定されてゐるところで、即ち閣令をもつて指定する事業を開始せんとするものは閣令の定むるところにより行政官廳の許可、または重要産業團體令による統制會にして主務大臣の指定するもの（指定統制會）の承認を受くべしとなつてゐる。許可範圍は事業の開始、事業の委託、設備の新設、擴張、改良等である。

八、企業整備令の制定

しかるに右許可令は營業免許制ともいはれる通り、事業の開始や擴張改良などを抑へたものであつ

て、現存企業を整理することは規定されてゐない。ところが産業再編成は現在の企業と將來起り得べき企業との双方を統制せずしては完璧を期し難いのであるから、そこで十六年十二月二十三日の第二十一回總動員審議會で企業の整備に關する勅令案要綱（企業整備令）が可決された。これは企業許可令が消極的に濫立を抑へたのから一步進んで、積極的に現存のものを整理しようとするのである。

整理の方法は、第一に事業の設備または権利の譲渡、出資、處分等を制限禁止すると同時に、一方ではある事業に對してその事業の設備乃至は権利を他のものに譲渡または賃貸すべきこと、他のものと合併すべきことを命ずることが出来る。かかる命令を受くる事業の種類は省令で規定されるのである。

いふまでもなくかくの如くにして設備を移轉せしめ事業を統合整理せしめる場合に面倒な問題は、設備や権利に擔保権の設定されてゐる場合である。この勅令案の最も苦心した點はかかる場合に關係者になるべく迷惑のかからないやうに立案されたことである。しかも經濟界の實情から見るとき多くの設備権利は擔保権の目的物となつてゐる。従つて金融界などもこの勅令が發動する場合は大いに利害關係が生ずるところで、第五條以下各所にこれに關する規定が現はれてゐる。元來改正總動員法第十八條の二において債務ならびに擔保の處理に關する規定が追加されたのはかかる場合を豫知しての

ことであつた。右の企業整備令は原則として當事者間の協議にまつこととしたが、「擔保の轉換」を承認して、消滅したる擔保權が出資に對し割當てられたる株式または持分の上の質權に轉換し得ることとしたのである。

第三篇 東亞廣域經濟の建設

第一章 世界史の轉換と東亞廣域經濟

一、世界史轉換のための戰

今日の世界大戰は、世界史轉換の戰であるといはれてゐる。このことは、大戰の結果として勢ひ新しい歴史が世界的に展開されるといふ意味でもあれば、また新しい歴史を創造せんがために起きた大戰であるといふ意味でもあらう。しかも今度の大戰を發生史的に見れば、むしろ後者の意味においてこそ把握さるべきである。即ちこれを具體的にいへば、東亞においてまづ捲き起された支那事變から今日の大東亞戰爭、或ひは滿洲事變にまでさかのぼつていつてもよいのであるが、ともかくそれは米英中心の歐洲帝國主義の喰物にされて來た東亞を東亞のための東亞たらしめんがために起されたものである。印度、支那、泰、蘭印、佛印、フィリッピン等いづれも彼等のために擽取されつづけ來たのである。日本は滿洲事變このかた、長期にわたつてまづ支那を米英の桎梏より解放せんがた

めに戦つて来たのであるが、米英はなほ搾取百年の夢から醒めず、はては本國を失つて頭のない一本の手か足に過ぎぬ蘭印まで誘引し、飽くなき對日共同戦線をとつて昭和十六年十二月七日夜半までやつて来たのである。大東亞戦争は即ちこの十二月七日までの東洋史にピリオドを打ち、改めて輝かしい搾取なき東亞のための新しい東亞史を描き出さんとするものに外ならない。

歐洲大戰もまた同様である。ドイツはヴェルサイユ條約にはじまる前大戰後の世界史において、常に米英佛のヘゲモニーの下に痛めつけられて来た。イタリアは前大戰には聯合國の一員であり、戦勝後における贈物を約束されてゐたに拘らず、英佛の無耻と貪慾とは平和克服の日にその約束を反故にしてしまつた。そしてドイツと同様典型的な「持たざる國」として、米英佛の勝手な制壓の下に苦難の途を歩いて来たのである。一九三九年九月一日歐洲の一角にひびきわたつた砲聲は、獨伊が米英支配下の世界史を轉換せしめんがために發した號砲に外ならなかつたのである。

しかるに歐洲戦においては獨伊の戰略ごとく圖にあたり、英國およびソ聯が敗戦に喘ぎつつ生き残つてゐる以外殆んど敵對するものはなくなつた。大東亞戦においては緒戦ハワイの快捷を先陣として、一ヶ月もたぬ間に支那における英國の堅壘香港落ち、米國の東亞唯一の牙城たるマニラもまた敢へなく皇軍の手に歸してしまつた。かくして東亞における米英軍の據點は早くも兩手を失ひ、一本

の足に當るグアム以下の諸島落ち、残る一本足のシンガポールもまた開戦二ヶ月餘の十七年二月十五日わが精銳の足下に無條件降伏するにいたつたのである。かくて東洋における英國の最大據點陥ち、英國の東亞勢力は根本的に没落する運命となつたのである。

従つて世界史轉換のための今次世界大戰は、樞軸側が所期の目的を達して終熄すべき運命にあること疑ふべくもない。しかし世界史の轉換は、軍事的にまづその大道の切り開かれることを前提とするものであることいふまでもないにしても、そのことに後續し或ひは形影相伴つて、建設の業が達成されてこそはじめて實を結ぶのである。しかしてこの建設の業は、經濟的に見れば歐洲にあつては歐洲廣域經濟の建設であり、東亞にあつては大東亞廣域經濟の構築にあることいふまでもない。

二、東亞民族の大同團結

さて東亞廣域經濟の建設であるが、ここではまづ原理的な解明に主眼を置いて考察して見よう。周知の通り支那事變勃發以來、その目的とするところ東亞新秩序の建設にありといはれ、後には主として大東亞共榮圈の建設なる言葉が用ゐられるにいたつた。ところで新秩序の用語であるが、これは不可ではないがまた必ずしも十分なるものといへぬと思ふ。第一には具體性に乏しいことで、例へば表

とは裏の反対であると説明するに類し、單に新たなる秩序といつただけでは如何なる秩序であるか内容を捕捉し難い。第二には實際上關係があつたかどうか知らないが、米國ではすでにニュー・オーグメントとかニュー・デイルの言葉が用ひられてをり、譯語臭味を脱せぬきらひなしとしなかつたのである。

しかるに大東亞共榮圏の用語になると、よほど具體的になつて來た。蓋しこれならば、大東亞を構成する諸國が共存共榮を目的として一體的組織をつくるものであるといふことが、直ちに理解されるからである。たゞこのほか東亞協同體、東亞綜合體、東亞聯盟などの用語もあるが、それぞれに異論の餘地があり、共榮圏以上のものとはいひ難い。

そこでわれわれは大東亞共榮圏なる用語に従ふこととし、その目標は東亞の諸民族が相提携して各々その特徴を發揮し分に應じて東亞全體の發展に貢献するにあるといひたい。またそれが性格は、共存共榮相互扶助的なものであること名稱そのものゝ示す通りであるが、これを一言にしていへば、しばしばいはれる如く東亞の米英的性格を拂拭して眞の東亞的性格に還元するにあるのである。筆者はここで民族といふ言葉を用ゐたが、民族意識、民族本能なるものは諸國が結合する場合において極めて重要視せねばならぬところである。前世界大戰後米英佛の諸國がイニシアティブをとつて國際聯盟

をつくり、その他いろいろな國際條約をつくり上げたが、それらはいつの間にか土崩瓦解してしまつた。それは彼等が世界人類とか世界聯合とか、およそ自分たちにとつて都合のよい空念佛だけを強調して民族本能の根強さを故意にとり上げなかつたからである。民族意識を度外において、諸國家の提携とか結合とかを説いてもはじまらない。須らく諸國家間の強固な提携結合を實現するためには、民族本能を前提としそれに基礎を置くものでなくてはならぬ。大東亞共榮圏は東亞民族を包容し構成諸民族の協調意識を基調とする點において、米英諸國の國際主義とは根本的に相違するのである。

かやうな大東亞共榮圏が、その内容において政治的建設、文化的建設、經濟的建設の諸領域にわたつて確立さるべきものであることはいふを須たない。政治的には構成諸國の政治が從來のままであつてはならないのであつて、例へば支那の政治が蔣介石の抗日米英依存の政權下にある限り共榮圏に包含されることは不可能である。また文化の領域においても宗教、藝術、教育等各般の文化生活において長短相補足し、相互相提携し、米英文化によつて汚辱せられた東亞文化を眞の本然の姿にたち還らしめることが必要である。さらに第三の經濟的建設は、これこそ大東亞建設のための基礎であり中心的課題であつて、いはゆる東亞廣域經濟の確立がそれに當るものである。

三、東亞廣域經濟の性格

二六〇

廣域經濟といふ用語は、ドイツ語のグロースラウムヴイルシャフト、即ち直譯すれば「大地域主義の經濟」といふ言葉から生れたものである。これは米英で用ひられるブロック・エコノミーに類する言葉であるが、ブロック經濟が語原的解釋として排他性のものであるに對し、廣域經濟は包容性をもち、大東亞共榮圏の經濟的側面に對する稱呼としてふさはしいものと考へられる。

さてしからば廣域經濟とはいかなる意味のものかといふに、筆者はこれを定義して「政治的に指導と協力との關係にたつ數個の國民經濟が自然的乃至社會的要件に従つて廣く地域的に相結合し、よつてもつて可及的に高度の自給自足性を確保せんとする經濟構成體である」といつてゐる。まづ政治的にこれをいふと、米英のブロック經濟における如き支配被支配の關係でなく獨立國家間の關係であり、ただ中心勢力たる國家の指導があつてそれに對し他の構成諸國家が協力する關係なのである。また經濟的にこれをいふと、構成諸國家の自然のおよび社會的要件に従つて結合するのであつて、これをいひかへればいはゆる國際分業の利益を構成諸國間において相互に享受し、もつて出来るだけ高度の自給自足一濟を成しようとするにある。しかしてこの場合注意すべきは、廣域經濟が經濟構成體たる

點であつて、これは世界經濟が單なる諸國民經濟の集合でありいはゆる經濟接合體たるに過ぎぬのは根本的に異なるところである。例へば今日わが國の外國貿易がすでに東亞計畫貿易制の一環として再編成されつつある如く、また東亞の通貨制度が圓系通貨體制として一元化されやうとしてゐる如く構成諸國が個々勝手に經濟を營むのではなく、全體との關聯において統制のある計畫的な營みを行ふこととなるのであつて、廣域經濟が經濟構成體といふ性格をもつ所以である。

さて以上原理的な説明を具體的に東亞廣域經濟について簡単に考察して見ると、人的資源においては日本支那本部など東北方の領域においては滿洲國を除いて密であり、南方にあつてはフィリッピンはやや稠密であるが、佛印、泰など比較的疎である。ここに大東亞が人的資源の再配置を行ふべき可能性があり、その點で相結合すべき自然的社會的、要件を備へてゐる。物的資源においても同様であることは食糧資源、纖維資源、礦物資源等について周知せられる通りであつて、東北方および南方が一體となつて大東亞廣域經濟を構成するとき、それは歐洲廣域經濟圏および米洲廣域經濟圏に比しはるかに物的資源の豊富なる經濟體制となるのである。これに日本のもつてゐる軍事力、その資本金、技術、經營方法等を結合するならば、實に強力なるそして搾取のない王道樂土が建設されるのである。大東亞戰爭の意義はかく考へれるとき、そこにはかり知れざる深遠さがある。かゝる世代に吾人が生

二六二
れ合はしたといふことはなんとといふ幸ひ、なんとといふ感激であらうか。十の物を一に節し、一の力を十にも發揮してこの戦を勝ち抜かねばならぬのである。

第二章 東亞廣域經濟の資源

一、豊饒なる東亞資源

東亞の資源を總観するに、物的資源においてもまた人的資源においても、全體として極めて豊富である。まづ第一に人的資源のうち労働人口を見るに、世界の總人口數約二十億のうちアジアはその半ば以上の十一億を占める。無論この全部が労働人口ではないが、その大部分が労働人口であると見てよく、従つてこの數は世界に冠たるものである。しかしながらかかる労働人口の分布は東亞諸國において均等ではなく、前述の如くだいたい日本は平時において多少過剩、滿洲國は不足、支那は過剩、南洋は不足といふ状態である。このことは東亞廣域經濟建設の基礎的條件の一つをなすのであつて、即ち東亞諸國が經濟的に一體となることによつて労働人口は相互補給の原則に立つて再配置されることが可能となるのである。この點はひとり労働人口のみでなく技術者、經營者等の人的資源について

も同様のことがいひ得られる。

次に物的資源を見るに、第一にその土地は極めて廣大である。世界總面積一億三千四百萬方呎のうちアジアは四千百萬呎を占め世界の約三分の一を包容する。また第二にその自然は極めて變化に富み寒帯より温帯を通じて熱帯におよび、海洋は大洋より内海港灣を包容してをり、陸地また島嶼あり大陸ありといふ状態である。かやうな土地と自然の情勢であるため、植物性資源がその種類において豊富なるはいふまでもない。物的資源のうち東亞において極めて豊富かつ優秀なるものは礦物資源である。金、銀、銅、鐵、錫、鉛、亜鉛、マンガ、タングステン、アンチモニーをはじめ石油、石炭、鹽等にいたるまで多種多量であるとともに質もまた優秀である。しかしこれらの礦産資源も開發いまだ十分でないことは缺陷であつて、東亞廣域經濟建設の目標の一つはこの點にある。

そこで大東亞全體としてその豊富なる人的資源の再配置を行ひ、埋もれたる物的資源特に礦産資源の開發をなすことが緊急事として望まれる。日本の唱導しつつある大東亞共榮圏はこの故をもつて大東亞共榮圏を構成する諸國全體のためであつて、共榮圏といふ稱呼もまたその故に生れたものであり米英の擽取や和佛の帝國主義的拘束から東亞を解放せんとする目標をもつものである。

二、滿洲國の資源

二六四

滿洲國の主要なる鑛産資源は石炭、鐵、苦土、耐火粘土、油母頁岩等新舊成層岩に關聯するものおよび沖積層中に賦存する砂金等であつたが、最近調査の進展するにつれて金(山金)、銀、銅、鉛、亞鉛等の如き金屬鑛物および雲母、螢石、石棉等の非金屬鑛物も相當埋藏されてゐることが判明した。

まづ鐵鑛資源を見るにそれは極めて豊富であつて、從來から總埋藏量は十億噸と見られてゐた。しかしこれらの大部分は四〇%以下のいはゆる貧鑛であり、六〇%の富鑛は鞍山に百三十萬噸、本溪湖に三百萬噸、弓張嶺に三百萬噸、その他を合せて一千萬噸に過ぎないといはれてゐたのである。しかし最近にいたつて續々と一大富鑛が各地に發見され、さらに貧鑛處理の研究と相まつて滿洲における鐵鑛資源の重要性はいよいよ加重された。新發見のものを見るに弓張嶺には三千萬噸、七〇%以上の富鑛が發見され、さらに東邊道には大栗子溝、七道溝その他を中心として富鑛が發見された。

次に滿洲國は石炭資源も豊富であつて、確認された埋藏量のみで二百十六億噸に達する。この老たる石炭資源は五ヶ年計畫によつて開發の進捗を見、舊計畫では二千五百萬噸であつたが新計畫では三千八百萬噸に擴張された。滿洲國は古くより金産地として知られてゐるが、金産額が増加しはじめ

たのは建國後治安の整備と調査が進み、開發工作が進捗してから以後のことである。五ヶ年計畫による生産目標三億圓、現在の鑛區數は四四三、稼行鑛山は八六に達する。産金高の最も多い地域は黑河省であり、次いで奉天省、間島省である。金産地は全滿に分布し、山金よりも砂金として發見されるものが多く、著名なる金産地は黑河省の漠河、呼瑪、瑗瑗、興安省の三河、吉拉林、三江省の依蘭、樺川、太平溝、龍江省の嫩江上流、間島省の柳條河子一帶、八道溝(山金)和龍縣夾皮溝、三道溝一帶、吉林省の樺甸縣(山金)等である。

マグネシウムの原鑛たるマグネサイト鑛は大石橋驛東北一帶に推定五十億噸を埋藏し、世界最良の一つとして有名である。また油母頁岩鑛の埋藏量は六十億噸と稱され、撫順をはじめ三江省三姓、間島省、熱河省の一部にも埋藏されてゐるが、現在稼行中のものは滿鐵の手による撫順の工場である。銅、亞鉛、鉛鑛の採掘は日なほ淺いが増産に努力が拂はれてゐる。

滿洲國の農業資源を見るに、その全土總面積百三十萬平方杆のうち可耕地および牧野は約七百二十萬ヘクタールにおよび、全土面積の五〇%以上に當つてゐる。しかも國內總戸數四百七十萬戸のうち八五・二%は農家であり、農業の國民經濟上に占める地位は極めて重要である。滿洲國の農作物は極めて多く四、五十種に上るといはれるが、その最も重要なものはいふまでもなく大豆、高粱、粟、玉

二六五

蜀黍及び小麦である。なほこのほか水稻、陸稻、小豆、綠豆、燕麥、稗、蕎麥、裸麥、大麥、棉花、煙草、青麻、甘藍、ホップ、果實および苜蓿等がある。農作物の生産高を見ると多少の増減はあるが全體として増加の一途を辿り、康徳二年に一五、九六九千噸であつたものが次第に増加して康徳七年には二一、一三八千噸となつた。また森林資源の豊富であることは周知の如くであつて、林野面積は七千四百萬ヘクタール、そのうち二千百六十萬ヘクタールが森林面積である。總面積に對する割合は林野を合すると五四%、森林だけでは一六%に當つてゐる。滿洲には人工造林は殆どなく、大部分は天然のままの原始林であつて、その蓄積は針葉樹十七億萬方米と推定されてゐる。

三、北中南支の資源

(1) 北支の資源

北支の鑛産資源は金屬においては鐵、金、鉛、亞鉛、アルミニウム、滿俺、銅等であつて、このうち緊急に開發の要求されつつあるものは河北省の鐵である。また非金屬においてはその種類極めて多く石炭、鹽、天然曹達、油頁岩、石棉、石墨、石膏、硫黃、磷、綠礬、雲母、螢石、耐火粘土、石灰岩等があり、石炭及び鹽が最も有望である。しかしこれら鑛物の埋藏量について測定されたもの

は鐵、石炭などであつて、その推定量も區々であるが、石炭埋藏量については次第に巨大なる埋藏量が判明しつつある。また鐵鑛資源は支那地質調査部の調査では約二億五千萬噸の埋藏量と推定されてゐたが、事變後滿鐵北支經濟調査所の推定したところによれば龍烟(蒙疆)に約二億噸、涿鹿(同上)に七百萬噸、白雲鄂博(同上)に三千四百萬噸、會嶺鎮(山東)に一千萬噸、冀東貧鐵(河北)に八千萬噸とされてゐる。鹽の生産は豊富であつて、山西及び綏遠一帶は池鹽及岩鹽を産し、河北、山東の沿海地方も多量の海鹽を産する。河北及び山東省の沿海地方は地形氣候ともに製鹽に適し、いはゆる長蘆鹽山東鹽の産地として支那の主要製鹽地帯を成し、その品質の純良なること、生産費の低廉なることを特徴とする。

北支の農作物は小麦、高粱、粟、棉花等を主とするが、殊に河北、山東、山西地方は旱穀區として重要である。綏遠、察哈爾の兩省は氣候寒冷で降雨稀少のため農業には適せず、牧畜が主要産業であつて牧羊が盛である。棉花は北支における商業的農産物の代表的なものとして、また北支農業の基幹部分として將來性が多い。

(2) 中支の資源

新中央政權の直接統治下に立つ地區は江蘇、浙江、安徽三省内の占領地域と揚子江その他の交通動

廣によつて結ばれる外縁地區であつて、面積にすれば全支那の一〇%以内である。しかし新中央政府の統治區域全體の面積は全支那の三割乃至四割に當ることいふまでもなく、しかも中支三省の有する經濟力は地域の相對的狹小と同一ではなく、特に上海、三角地帯が事變前抗日國民政府の根據地であつたことを回想すれば、その經濟力の偉大さは絮説を要しない。試みに中支那七省（江蘇、浙江、安徽、河南、河東、湖北、湖南）の面積、人口、資源の地位を示せば、全支に對比して面積二四・一%、人口四一・八%、米六〇・四%、小麥五三・九%、大麥五七・四%、棉花五三・四%、葉煙草三〇・四%、繭六〇・〇%、鐵九八・二%、石炭二六・六%に當つてゐる。その大半は揚子江流域に近く、新政權の支配下におくこと不可能ではない。

中支の鑛產資源中世界的に重要性を持つものはタングステンとアンチモニーであつて、前者の埋藏量は江西湖南兩省において約八十萬噸、その産額は世界産額の三分の一に當り、後者は湖南省に多く一九三四年には一千五百餘噸を産して世界第一位に當つてゐる。なほ中支にはこのほか滿鐵、金等を生産する。

(3) 南支の資源

南支の鑛產は極めて多種多様で、就中重要なるものはマンガン、タングステン、アンチモニー、錫等の非鐵金屬である。マンガンの産地は廣西省であつて、主産地は柳江および潯江の沿岸地帯である。その大部分は輸出され、一九三四年八百七十噸、三五年八百三十噸、三六年二萬三千八百噸であつた。タングステンは廣東省に約十五萬噸の埋藏量があり、廣西、福建にも新鑛脈が発見された。廣西、雲南四川各省におけるアンチモニーの埋藏量は合計五十萬噸と稱せられ、その産額は世界産額の七割を占める。錫もまた世界的な生産地であつて、支那全體としての年産約一萬噸、世界の第五位を占めその約七割は雲南省である。

農産資源は、米、麥類、豆類、茶、甘蔗、繭、棉花などを産し、就中水田農業の發達をもつて特色とする。氣候條件からして二毛作が全般的に行はれ、南部地方では三毛作も行はれる。茶はかつて支那輸出貿易の王座を占め、最近においてはジャワ、セイロン、臺灣等の産茶に壓倒されてゐるが、しかし一九三六年においてもなほ十七萬三千キントル、三千六十六萬二千元の輸出を示したのである。

以上の如く東亞の資源は滿支のみをもつてしても多種多様かつ量的にも豊富であるが、その最大の缺陷とするところは石油資源に乏しく、かつゴムにおいて全く恵まれざる點にある。ここに東亞廣域經濟圏が南方を包括することの重大意義が生じるのであつて、南方の資源に關しては第五章において述べる如く世界的重要性をもつものである。

第三章 東亞廣域經濟の計畫貿易

一、東亞計畫貿易の確立へ

廣域經濟建設の根本目標の一つは自給自給經濟の達成にありといはれるのであるが、東亞廣域經濟においてもその建設過程の進捗するに伴ひ、達成さるべき自給自給性と睨み合せて構成諸國の貿易政策が變革さるべきは當然である。

今日の段階における東亞廣域經濟の範圍は既定的には日、滿、支を中心とする地域であり、進んでは泰國、佛印、比島、ビルマ、蘭印、マレー等の諸國が加へられ、更に外廓として濠洲と印度とが考へられる。しかしこれら諸國の中樞的指導國たる日本の貿易政策は、米英によつて左右されて來た從來の東亞貿易を完全に超克しなければならぬ。根本的に個人主義、自由主義、營利主義の上にたつ歐米の東亞貿易は、それ自身資本主義の舊體制維持の手段として利用されて來たのであつて、東亞は過去數世紀間歐米の兵站部たり營利の對象たる役割を餘儀なくされて來た。歐米の擄取した龐大な資本の蓄積は、より高き利潤を求めて東亞諸國に觸手を伸ばし、外觀上は自由なる東亞貿易であつ

てもその實は資本主義國と非資本主義國、資本主義先進國と資本主義後進國との貿易關係であつて、それは必然的に資本力と政治力とを背景としたものであつた。従つて米英貿易政策の東亞進攻は、必然的に日本以外の東亞諸國をして植民地もしくは半植民地化せしめたのである。それ故に我が東亞廣域經濟の貿易政策は、まづかくの如き米英の資本主義的利己政策を超克することから出發し、植民地もしくは半植民地化された東亞諸國を解放することを目標とせねばならぬ。そのためには貿易政策の自主權を確保し、東亞全體にわたつての綜合計畫に基く貿易政策を樹立せねばならぬ。

最近における世界諸國の貿易政策は、一般的に統制貿易、計畫貿易へ進展しつつあるが、しかし多くの場合それは一國家の利己的立場からするもので、廣域經濟の貿易政策とはなり得ない。廣域經濟の貿易政策は、あくまでその包含する地域全體にわたる綜合計畫に基くものでなければならぬ。日本の貿易政策もまたこの方向に副ふて、東亞の現勢に照應しつつ再編成されるを要するのである。

二、日本貿易統制の變遷

そこで順序として、東亞廣域經濟の中心的指導者たる日本の從來における貿易政策を鳥瞰し、その中から東亞貿易政策上における新體制の萌芽を抽出して見る。

元來日本の貿易は殆ど入超を常態とし、第一次歐洲大戰時の四ヶ年間は出超であつたがその後再び入超に轉じ、昭和十三年以後さらに出超を見るにいたつたのである。この出超への轉換は輸出の側においてはリンク制、貿易振興施設、歐洲動亂による輸出價格の騰貴等に由來し、輸入の側では輸入統制の強化によつて齎されたものである。支那事變直後における日本の貿易は、輸出入品等臨時措置法ならびに臨時輸出入許可規則の實施によつて、必要に應じて輸出入を制限禁止するといふ極めて彈力的な統制下に置かれて來た。この統制は我が貿易政策の自由主義から統制主義への第一歩であり、全面的國家管理への萌芽とも見るべきである。この時期においては、國際情勢喫迫化とともに國防資材の需要旺盛を加へて、輸入のための輸出振興が重點であつた。輸出振興は當時における貿易政策の合言葉であり、あらゆる努力がその點に集中され、さらにその後の國內生産力擴充と國際政局の不安激化によつて一層拍車がかげられた。しかしこの時代はまだまだ自由主義貿易政策の消極的延長であり、唯それが國際情勢によつて受動的に表面化されたに止まり、自主的計畫性は殆んど見られなかつたのである。

しかしこの輸出第一主義もやがて轉換を餘儀なくされるにいたつた。英米ブロックの貿易制限殊に爲替管理の強化に遭遇し、さらに第二次歐洲大戰の勃發による國際貿易ルートの混亂、貿易收支の決

濟不安に災され、外貨獲得目的の輸出主義は根本的弱點に達着した。そして輸入確保を重點とする第二期の時代が登場したのである。この輸入確保政策を登場せしめた決定的な外的因子は十五年秋の日獨伊三國同盟であつた。この同盟を契機とする米英の對日經濟封鎖政策の強化は、わが國をして米英との聯繫をたち切り、東亞廣域經濟圏との貿易促進に邁進すべきことを必然ならしめたのである。從來の如き物資の喪失に終る外貨獲得第一主義の輸出振興策を再検討し、重心を國防必需物資の最大量確保といふ方向に轉せしめざるを得なくなつたのであつた。事實においてもまた、わが對外貿易は戰時經濟構成の一環として量質ともに大なる變化をとげ、從來の相手國米國に代つて滿洲國が第一位となり、東亞貿易の占める割合が増大したのである。

かくの如き情勢に拍車をかけたものは、昭和十六年七月における英米蘭印諸國の對日資金凍結策であつた。この米英派の對日包圍政策の決戰的攻撃によつて、わが貿易政策は事變下における第三期に達着した。即ちこれによつて日本の貿易範圍はだいたい東亞共榮圏内に局限されることとなり、共榮圏外の第三國に對しては必需物資の輸入を確保する程度に輸出を統制すべき必要を見るにいたつたのである。この第三期の貿易統制は、計畫貿易政策もしくは多角的求償貿易政策として特質づけらるべきものであらう。この第三期轉換を契機として、新たなる東亞共榮圏の貿易政策が必然的運命を擔

て實現されることとなつたのである。

三、東亞廣域圏の貿易政策

東亞廣域經濟圏の貿易は、北方貿易と南方貿易との二つに大別される。前者は建設計畫の進捗とともに次第に緊密度を加へつつあつて、これに對しては對滿關支貿易調整令が施行され、統制機關として東亞輸出入組合聯合會が當つてゐる。今後わが貿易の進むべき道が共榮圏一本とすればさらに一層北方貿易の振興に努力すべき必要あるはいふを須たない。しかして從來の對滿關支貿易は、數量統制（昭和十四年九月施行）價格統制（昭和十五年九月施行）を通じて本格的軌道に乗つてゐるのであるが、第三國貿易の實況から見れば第二義的に扱はれ、東亞共榮圏確立の觀點からは幾多遺憾の點を有してゐた。従つて昭和十六年度の對滿支貿易計畫においては、泰、佛印以外の第三國に向けられた從來の貿易力を滿支の貿易に振り向け、日滿支相互地域における物資の交流を円滑にし、相互間における實際收支の均衡と圓系通貨價值の安定をはかることに最大要點を置くにいたつたのである。しかしてこの計畫遂行のためには、東亞輸出入組合聯合會および傘下組合ならびに業者の再編成が行はれざるを得ない。蓋しこの東亞輪傘下の貿易組合は四十四組合の多きを數へるが、傘下の貿易業者は必ずし

も圓域業者のみではなく、凡そ五千といふ多數の第三國貿易業者が兼業してゐる實情にあり、かつ貿易物資は從來の實業主義によつてゐるからである。

次に南方の地域は英米佛の植民地的傾向下にあつて、日本との貿易關係は低い地位に置かれてゐた。しかるに歐洲大戰の擴大に伴ひ南方事情は大いに變化して、歐洲關係は漸次稀薄となり、代つて日本及び米國が進出するにいたつたのである。貿易關係は敏感にこれを反映して數字的にもかなりの變化を見せ、殊に本國の敗退による佛印の經濟事情は急角度の變化を餘儀なくされた。ひとり佛印に限らず、かうした事情は多かれ少かれ南方地域共通の事象となり、殊に十六年十二月八日の大東亞戰爭の敢行はこのことを決定的ならしめた。元來わが國は米英依存を清算すべき必要に迫られてゐたので、ここに南方地域とわが國との貿易關係を昇進せしむべき時機に際會したわけである。しかしこの關係を推進して行くためには、從來の自由競争を建前とする取引形態の繼續は不可能であつて、國際情勢緊迫の際貿易業者が獨自の判斷で交易することは甚だしく危険である。かつかくの如き不統一は何ら國家を益することとならない。全貿易業者の機構を整備し、貿易計畫の實踐に遺憾なきを期せねばならぬこと當然であつて、南洋貿易統制會の設立はその現れであつた。南洋貿易統制會は昭和十六年五月六日、日・佛印經濟協定の成立を見た佛印貿易に適用されて來たが、十月六日からは泰國にも適用

されるにいたつた。

以上の如くにして東亞廣域經濟におけるわが貿易政策は、今や單に自由主義の清算のみでなく一國の利己的立場からする統制貿易・計畫貿易政策を克服して、新しき東亞貿易政策を確立すべき緒にいたつたのである。しかしながら問題はさらに前進せねばならぬ。綜合的東亞貿易計畫の具體的内容として、貿易協定、清算協定、地域リンク制を促進すべきこと即ちこれである。

第一の貿易協定は國と國との公的な協定であつて、業者的協定ではない。かの通商條約は主として關稅問題を中心として締結されるが、これは關稅は勿論貿易數量の協定を伴ふものである。この協定の特性は個別的であるが、東亞の全體的综合計畫上からその分枝として計畫されねばならない。しかしてこの協定は、商品別に具體的數量の交換取極めに重點が置かれる。例へば佛印の米石炭のX量と我が國の綿布雜貨のY量との交換を協定する如きである。しかし協定の結果行はれる交換貿易は決して物々交換ではなく、その商品は貨幣價值に換算されるのであるから、依然として國際收支の均衡問題は残る。しかし單なる一國の貿易收支ではないのであつて、ここにこの問題と關聯して清算協定が伴はなければならぬこととなる。

ここに清算協定とは、最近歐洲廣域經濟圏でドイツを中心として盛んに行はれつつある貿易決済方

法である。この方法は從來の如く爲替その他の資金の移動方法によらずして行ふもので、その典型的方法としては、協定兩國の中央銀行における帳簿上の振替の方法によつて決済するものである。双方の銀行帳簿上で受入れたる輸入資金と拂出されたる輸出資金とを相殺して行くのであるから、その收支の均衡せる限りでは完全に決済することが出來、不均衡なる貿易差額だけが決済尻として帳簿上に残るわけである。かくの如き貿易協定、清算協定を東亞諸國間に成立せしめるためには、何よりもまづ政治關係の自主性が重要である。このことは北方の諸國に易く、佛印、泰國、蘭印の南方國に難いと見られてゐたのであるが、大東亞戰爭の結果この方面も問題はなくなつた。

第三の地域リンク制はすでにわが戰時貿易統制の初期から行はれてゐるもので、これを東亞廣域經濟といふ限定された地域において、貿易均衡の達成を目標として行ふべきものとされるのである。

以上の如き諸政策を實現する指導的原動力は一にかかつて日本にあるのであるが、これに先行する條件の最大なるものは我が貿易機構の一元的確立である。これなくして單に東亞貿易關係の伸長を云々するも多くの成果を望み得ない。しかもそれは單なる我が國自身の貿易機構のみでなく、大東亞共榮圈の貿易中樞機關としての重要性をもつ。しかして我が貿易機構問題として取上げられるものに重要産業團體令によつて精成される貿易統制會と對第三國向中小業者の整理があるのであるが、前者は

日本貿易會として設立され、後者もまた次第に實現の道程を辿りつつある。

第四章 圓系通貨制度の確立

一、圓系通貨制度の特質

廣域經濟の中樞神經が通貨制度であることはいふまでもないところであつて、従つて圓系通貨制度を確立することは東亞廣域經濟建設の一大要諦である。

しからば圓系通貨とは如何なるものかといふに、それは日本圓ならびにその價值基準を日本圓とのリンクによつて定めてゐる滿支等の外國通貨である。圓系通貨の特質を東亞共榮圈の確立問題と關聯して規定するならば、これらの外國貨幣は單に貨幣價值において日本圓とリンクしてゐるのみでなく、東亞共榮圈における緊密なる政治的經濟的紐帶および民族協同體的精神を地盤となせる點にあるといふことが出来る。そこで圓系通貨制度といふ場合には、かかる種類の通貨とこれらの通貨の紐帶關係をいふものと解せられる。具體的にいへば日銀券、臺銀券、鮮銀券、滿銀券、蒙疆銀行券、聯銀券、中央儲備券等の諸通貨とこれら通貨間の運命的な紐帶關係を指していふのである。一例を挙げると、

日銀券を中心とする日本内地におけるインフレ問題があるとするれば、それは同時に聯銀券を中心とする北支のインフレ問題に直通し、また逆の場合も同様となるのである。

二、滿洲國の通貨制度

まづ滿洲國の通貨制度を見るに、滿洲國では昭和七年七月一日に貨幣法（銀本位制で銀の量目二三・九一瓦を圓とす）を布き、滿洲中央銀行を創設して、それまで濫發されてゐた諸種の舊幣を回收整理した。この舊幣整理はわづか二ヶ年の期間をもつて完成したのであつて、非常な成功であつた。

次いで日滿爲替協定もまた、日滿經濟統制の上に重要な役割を演じた。日滿爲替の動搖が對滿投資上、日滿貿易上、その他滿洲國の建設工作上に好ましからざる影響を與へることはいふまでもない。しかし建國當初は銀價の變動が著しかつたため、銀爲替本位の滿洲國通貨と金圓本位の日本の通貨との爲替相場は安定しなかつた。然るに昭和十年九月、國幣對金圓相場は一〇〇圓對一〇〇圓のパーを現出したので、それを機會として日滿兩國は十年十一月四日支那の幣制改革と時を同じふして年來の懸案であつた國幣金圓の一元化、即ち國幣を日本の金圓にリンクする制度を實現したのである。そしてこの政策を強化するため（イ）鮮銀券の國幣への統一を行ひ、（ロ）國幣價值の安定を容易ならしめ

るため鮮滿兩銀行の業務協定を行はしめ、(ハ)在滿日本官民の國幣拂を實行せしめるとともに、昭和十年十二月十日爲替管理法を實施した。かくの如くにして日滿兩通貨の聯繫性が確立されるにいたつたのである。

三、蒙疆北支の通貨制度

蒙疆地區においては、舊幣制を整備統一して通貨の安定を期するため、昭和十二年十一月二十三日蒙疆銀行を創設し、十二月一日より事業を開始した。同行は察南銀行を改組し、綏遠平市官錢局及び豐業銀行を接收して、資本金一千二百萬元をもつて創設されたものである。蒙疆通貨の現状を見るに蒙疆銀行券發行高は昭和十四年末の六千萬圓から昭和十五年末は九千三百萬圓となり、その間三千三百萬圓即ち五割五分の激増を告げた。これと表裏して物價の騰貴を來たし、昭和十三年を基準とする卸賣物價指數は昭和十六年第一四半期において二二九・一を示現したのである。しかし通貨の膨脹は治安工作の進展に伴つて同銀行券の流通圏が量的にも質的にも擴大したによるところが多い。

次に北支においては、昭和十三年三月十日資本金五千萬元をもつて中國聯合準備銀行が設立され、その發行する聯銀券は次第に基礎を固めつつある。この點は舊法幣との闘争における成功、貿易通貨

たる性能の具備といふ二點よりして看取することが出来る。聯銀券の發行高は昭和十四年末の四億五千八百萬圓から十五年末には七億一千五百萬圓に激増してゐるが、このことは北支治安工作の進展に伴ふ流通圏の擴大を反映するものであると同時に、また舊法幣との闘争における勝利を裏書するものといへる。聯銀創立後一年を経過せる昭和十四年三月十日以來、舊通貨たる中國、交通北方券、河北省、冀東の各券の流通を禁止したのであつたが、事變前の北支における舊法幣および雜券の流通高は三億乃至四億と見積られてゐた。従つて聯銀券の第一の課題は、これらの舊法幣および雜券を回収して北支經濟の中樞神經たる役割を演ずることであつた。しかして現在までの聯銀券發行高の進展を見れば、この第一義的課題はほぼ成功したといふことが出来るのである。

聯銀券の第二の成果は、貿易通貨たるの性能を具備して來たことである。聯銀券は當初國內通貨として出發し、圓元パーの原則に基づいて日本圓を通じて一志二片と規定されてゐた。しかし北支經濟は海外および中支に依存するところが大きいので、當初の聯銀券は貿易通貨としての性能において極めて薄弱だつたのである。そこで聯銀券の貿易通貨たるの性能を充實強化する必要が痛感され、昭和十三年十月五日に外國爲替基金を設定、さらに十四年三月十一日には輸移出入爲替の集中制が實施された。しかしこの爲替集中制には多くの缺陷があつたので、昭和十五年六月二十六日以降無爲替輸入

許可制が實施され、その結果貿易上における聯銀券の需要増と舊法幣需要の激減を招來し、ここに聯銀券は貿易通貨としての性能を充實したのである。このことは圓系通貨の擴大といふ意味において實に大きな成果といはなければならぬ。即ち聯銀券が貿易通貨たるの性能を充實した結果、北支の物價は次第に聯銀券物價となり、さらに中支との貿易上に圓爲替集中制を採用することが出来るやうになり、北支を全く圓系通貨圏内に包攝することが出来たのである。

それとともに聯銀券は、前述の如く舊法幣に對する闘争を奏功的に遂行した。この闘争の成果は聯銀券の舊法幣に對する市中相場推移のうちにも明らかに看取されるところであつて、聯銀券は昭和十五年下期以來顯著な昂騰を告げて來たのである。この昂騰の直接的理由は(一)上海遊資が舊法幣の不安から聯銀券に乗り替へられたこと、(二)無爲替輸入許可制の強化、(三)思惑、(四)中南支からの資金流入等の特殊事情にある。さうした特殊事情が存在するとはいへ、聯銀券の舊法幣に對する闘争が成功したことは疑ふ餘地がない。

かくの如く聯銀券は、次第に基礎を固めて圓系通貨制度の上に大きな寄與をなしてゐる。しかしこの聯銀券においても、物價騰貴によつてその購買力の低下を來し、その價值擁護の必要が急務となつてゐる。そこで物價抑制策が必要となり、開發重點主義による貸出の制限、携帶金の制限、物資取扱

及び搬出の制限、買付價格の統制等が講ぜられるにいたつた。

四、中支の通貨制度

中支における圓系通貨は、軍票、華興商業銀行券、中央儲備銀行券等である。中支における圓系通貨制度の特徴は、舊法幣の流通を認めながら、しかも圓系通貨の流通擴大をはかるといふ點にある。

軍票は昭和十二年十月の杭州灣敵前上陸以來、中支における圓系通貨の一翼として流通しつつあるものである。舊法幣の流通も認めるのであるが、しかし圓系通貨たる軍票は絶えず舊法幣と對立する立場にある。しかして軍票の價值は、専ら物資によつて裏附されねばならない。軍票價值の低落は、中支における經濟工作上の不便のみでなく、軍事工作および治安工作上の由々しき大事である。そこで軍票の價值維持を目的としてまづ軍票物資配給組合が設立され、さらに昭和十五年度からは企業統制、渡航者制限、奥地物資の搬出入制限などが強化された。また、對日輸入配給組合ならびに奥地向販賣協議會が設立され、國策會社を中心とする軍票單一受領制、鹽稅軍票建なども實施されてゐる。かうした一聯の軍票價值維持政策が奏功した結果、軍票の對舊法幣價格は昭和十五年以來月を逐ふて上騰を見たのである。かくして軍票は、舊法幣と切離してもなほかつ管理通貨として流通し得るまで

にいたつた。しかし軍票價值が無制限に急騰することは決して歓迎すべきことではないのであつて、従つて昭和十六年三月わが現地當局は「餘り高からぬ水準において軍票相場の安定を望む」といふ聲明を發表したのである。軍票價值上騰の理由を要約すれば、軍票の價值維持策の徹底強化、圓系物資に對する依存度の強化と軍票に對する需要増、法幣の崩落と思惑等にある。

中支における通貨として特殊の役割を果たしつつある華興商業銀行券は、昭和十三年五月十六日「健全貿易通貨」として舊法幣パーの下に、貿易部面において舊法幣を驅逐する目的をもつて誕生したものである。華興商業銀行は、資本金五千萬圓、二千五百萬圓を當時の維新政府、殘半を興銀、臺銀、鮮銀、三井、三菱、住友においてそれぞれ出資した。華興券は一般に強制通用力をもち、法幣と等價で外國爲替も賣却し、また法幣引換に應じるものとして出現したのである。しかし昭和十四年七月舊法幣の決定的崩落があつたので、華興券は舊法幣パーの原則を廢棄し自來六片の水準維持策を堅持するにいたつた。そして昭和十四年九月一日以降は上海關稅收入が華興券建となり、華興券の發行高は堅實な歩調をもつて發展して來たのである。しかし昭和十六年一月中央儲備銀行が創設せられ、この新中央銀行による新法幣の發行とともに、華興銀行の發券は停止されることとなつた。

中央儲備銀行は南京國民政府の中央銀行であつて、支那の幣制を統一して金融の基礎を確立せんと

するものであり、資本金一億元、全額國庫の出資である。一元、五元、十元、五十元、百元の五種の法幣を發行し、その他に十進法による補助貨幣が發行される。しかしてこの新法幣は「整理通貨暫行辦法」によつて舊法幣とパー・リンクであり、あくまで舊法幣に喰ひ下がつてこれを驅逐するといふ建前である。

第五章 南方經濟建設の構圖

一、大東亞戰爭の資源戰的性格

戰爭は戰爭そのもので賄つて行くといふのが戰爭遂行における一つの原則であつて、このことは長期戰の場合に特にしかりとされるところである。歐洲戰においてドイツがついにソ聯にたち向ふにいたつたのも、政治的外交的軍事的にいろいろの原因を數へ得るが、經濟的にいへばドイツが戰爭の遂行上、ソ聯の資源を必要とするにいたつたからに外ならない。また十七年春の議會において、東條首相が「大東亞戰爭指導の要諦は、大東亞における戰略據點を確保するとともに重要資源地域をわが管制下に收め、もつてわが戦力を擴充しつつ……米英兩國を屈伏せしむるまで戦ひ抜くことである」と

述べてゐるのも、右の戦争原則に基く言明と解されるのである。のみならず今日の戦争は、大東亞戦争はもとより歐洲戦争にしても、米英の制覇下にあつた舊世界經濟體制を破砕して廣域經濟秩序を建設し、よつてもつて構成諸國家および構成各民族に共存共榮の實を得せしめんとするものである。

そこで如上の戦争原則および戦争目標に基づいて、占領地域の經濟經營といふことは當然日程に上げられねばならぬのであつて、ドイツが果敢に大戰線を展開する一方、着々として占領地域の經濟建設を進めて來たのもそれがためであつた。わが國もまた同様であつて、滿洲事變から支那事變にわたつて一面戦争一面建設の實を擧げて來たのであるが、米英の執拗なる敵性行爲——經濟封鎖政策は、ついに南方における米英勢力を一掃して、もつて賀屋藏相のいふ如く「豊富なる南方資源を最も速かに最も效率的に開發取得して當面の戦争遂行に寄與せしめる」必要を見るにいたつたのである。これ即ち大東亞戦争が資源戦といはれる所以であつて、従つて南方資源の開發方略如何といふことは、赫々たる戦果の累積されるときにもいよいよわが朝野の關心を高めて來たのであつた。もとよりこのことたるや、東條首相のいふ如く「人類史上に一新紀元を劃すべき曠古の大業」であつて、政府方針の決定にも相當の時日を要すべきものと考へられたのである。

二、南方の共榮國建設

しかるに十七年春の議會において政府は、早くも首相の施政方針演説および賀屋藏相の財政演説において南方經濟建設策の輪廓を闡明し、南方開發金庫法案を提出し、さらに首相および鈴木企業院總裁より一層詳細なる南方開發方式を聽くを得た。かくも敏速にわが經濟的南進方策の確立を見るにいたつたことは、赫々たる戦果と表裏一體をなして戦勝日本の面目を躍如たらしめるものといふべきである。さてこの政府によつて闡明された南方經濟建設方策であるが、それを理解把握するために(一)占領地政治關係の措置、(二)東亞産業の合理的再配置、(三)資源とその開發方策、(四)計畫貿易の實行、(五)現地通貨工作の諸項に分類して叙述することが便宜かつ適切であると考へる。しかしここでは、大東亞戦争の性格が資源戦である點に鑑み、南方資源の開發方式を中心として述べることにする。

しかしそれにしても何よりもまづ一應の決定をして置かなければならぬことは、南方の如何なる地域が東亞共榮圈を構成するにいたるかといふ點である。この點について東條首相の施政方針演説で明らかにされたところは次の如くであつた。

- 一、香港およびマレー半島は多年英國の領土であり、かつ東亞禍亂の基地たりし事實に鑑みて、これらをして大東亞防衛の據點たらしめる。
 - 二、比島に關しては將來同島の民衆にして帝國の眞意を諒解し、大東亞共榮圈建設の一翼として協力し來る場合においては、彼等に獨立の榮譽を與へる。
 - 三、ビルマに對してもまた比島と異なるところはない。
 - 四、蘭印および濠洲については抗戰の態度を繼續する限り容赦なく擊碎する。
- これによつて見るに、だいたいにおいて東亞共榮圈の圈内にはいるものと見なされるのは帝國、滿洲國、支那はもとよりとして、南方地域では泰國、佛印を筆頭に比島、マレー半島、ビルマ、蘭印、濠洲となるべきものと考へられるのである。もとより首相演説にある如く「戰局の進展に伴ひ適當なる處置に出づる」のであるから、東亞共榮圈の構成地域を固定的に見ることは不適切であつて、ただ現在において一應右の如く規定して差支ないといひ得るまでである。しかしここで南方圈として取扱ふのは、從來の慣例に従つて一應濠洲を含ましめないこととする。

三、豊富なる礦物資源

さて南方圈の資源であるが、南方を制するものは世界を制するとさへいはれる如く、礦物性資源、植物性資源、水産資源のいづれについても極めて豊富である。まづ礦物性資源について見るに、世界的に著名なものとしてマレーおよび蘭印の錫、蘭印ビルマおよび英領ボルネオの石油、佛印、比島およびマレーの鐵礦、比島マレーおよび蘭印の金銀、マレーおよび蘭印のマンガン、比島およびビルマの銅などが數へられる。

錫は自動車工業鑛詰工業等において極めて重要性をもつものであるが、南方圈においては前記のマレー蘭印のほか泰および佛印にも産出し、就中マレーは世界最大の産地であり、昭和十三年の世界産額十九萬九千噸のうちマレーは九萬六千噸を産出した。米國は從來平時七萬五千噸即ち世界産額の半ば近くを消費したのであるが、その八割以上はアジア諸國特にマレーから輸入してゐたのであつて、大東亞戰爭の痛手もつて知るべしである。

次に南方圈の石油産地は蘭印、ビルマおよび英領ボルネオであつて、比島にも賦存するが未だ開發されてゐない。蘭印の石油産額は昭和十四年において七百九十四萬三千噸、うち約六七%はスマトラ島、二一%は蘭領ボルネオ島、一〇%はジャバおよびマツラの兩島で産出されたのであつて、このうち輸出された量は八〇%の六百四十萬噸に達したのである。ビルマの石油産額は昭和十四年において

百十萬噸、英領ボルネオは同じく九十三萬噸であつた。これら三地域の産出總計約一千萬噸であつてこれら石油資源の開發は今後帝國石油會社が一元的に擔當することとなり、英領ボルネオにおいてすでに着手されてゐる。しかしこれらの全部を假りにわが國に供給せしめるものとしても、それまでになほ相當の時目を要するのみならず、今後におけるわが經濟力の發展を考へるならば未だ十分とはいへない。それ故に比島油田の開發、蘭印における新油田の開拓とならんで、國內油田の開發と人造石油増産の必要が政府の方針として十七年春の議會で明らかにされたのであつた。

石炭資源は佛印、蘭印、比島およびマレーの諸地域で採掘されてゐるが、佛印以外に見るべきものは少ない。佛印の石炭はいはゆるホンゲイ炭であつて質の優秀な無煙炭、アロン灣の沿岸に埋藏され昭和十四年の生産額二百五十四萬噸、うち二百萬噸が輸出された。埋藏量は二百億噸と推定されてゐるが詳細は不明である。なほ「南洋年鑑」の記述によると、埋藏量は蘭印において三億五千萬噸（十七年春の議會で企畫院から發表された數字は二億噸）比島は六千萬噸となつてゐる。

南洋圏の鐵礦は比島、佛印、蘭印、マレー等に多量の埋藏量がある。それらのうち最も開發の進んでゐるのはマレーおよび比島であつて、昭和十四年における産額は前者百九十四萬噸、後者七十萬噸であつた。マレーの鐵礦は品質極めて良好、わが石炭産業、日本鐵業、南洋鐵礦の三社のみで獨占的

に採掘してゐるところに特異性がある。比島の方はミンダナオ島に優勢鐵があるが開發を保留されてをり、現在採行中のものはルソン島南部、北カマリナス地方である。佛印ではトンキンのイウオンヌ鐵山が臺灣拓殖出資の佛印産業の手で開發されてゐるが、その埋藏量の如きも全般的な數字は判明しない。「南洋年鑑」記載の埋藏量調査によると比島五億噸、蘭印十億噸、マレー二億噸となつてゐる。以上のほか金銀、タングステン、マンガ、銅なども南方圏で産出されるが、わが重點主義的開發資源の一つに數へられてゐる銅は比島に五百萬噸、ビルマに七千五百萬噸の埋藏量がある。

四、植物性資源の重要性

次に南方圏の植物性資源としては、各種の熱帯性植物はいふまでもなく、温帯性植物もまた極めて豊富に産出される。木材、ゴム、砂糖、コブラ、硬質纖維、規那、茶、コーヒー、油、椰子、米、香料、煙草などいづれも世界的な植物資源であるが、ここでは東亞共榮圏において特に重要視せられる二、三の資源について概観する。

まづ第一にゴムであるが、これは佛印、泰、マレー、英領ボルネオ、蘭印等を産地とし、昭和十年の生産總額七十八萬噸、同年の世界産額八十六萬九千噸に對し約九〇％に當り、全く世界的な獨占物

資である。しかしてこの昭和十年の南洋ゴムがどう処分されたかといふと、米國が最大の顧客であつて、同年における米國の消費量は世界消費量の五六％に當り、この消費量の九八％は南洋からの輸入であつた。それ故に南洋圏封鎖の米國に對してもつ意義は極めて大きい。しかして南洋ゴムに對する需要は、昭和十年において日本が一〇％、殘餘の九〇％は歐米といふことであつたから、ゴムの需給調整には今後十分の對策を要するであらう。

南方における砂糖生産の中心地は比島と蘭印であるが、最近佛印にも勃興を見るにいたつた。そのうちフィリッピン糖は殆ど全部が領内と米國で消費されてゐたのであるが、米國內ではキューバ糖と對立し、比島獨立問題の一つの根據になつたほどである。しかも今や米國は全く市場外であり、その生産費も臺灣糖およびジャバ糖より高位であるから、その轉換問題は今後必至の事態であつて、すでに十七年の議會においても井野農相によつて棉花への轉作方針が言明された。蘭印のジャバ糖にもまた從來多くの問題が累積されてゐた。歐洲の甜菜糖、日本の臺灣糖、米國のキューバ糖およびフィリッピン糖等に押されて、常に市場不安定の状態にあつたのである。しかしジャバ糖は廉價勞働力の使用、恵まれたる自然的條件等のために生産費極めて安く、東亞共榮圏の産糖地帯として今後も重要性を認めなければならぬ。若干の棉花轉作は必要としても、支那市場の開発等によつて需給調整をはかる

こととなるであらう。因みに比島蘭印臺灣の三者産糖總額は年約四百五十萬噸、世界産額の一〇％に當つてゐる。

米は東亞諸民族の常食として最も重要なものであるが、南方圏においてもビルマ、佛印、泰、ボルネオ等いたるところに産出せられ、米作面積は斷然他の作物を凌駕してゐる。しかし米の需給均衡は各領域によつて異なり、東亞圏全體についていふと、日本は若干不足、滿洲國、支那、比島、蘭印、ボルネオまたいづれも不足である。絶對的な産額においては支那、日本、ビルマ、佛印、蘭印、泰といふ順序であるが、過剰米を擁するのは佛印、泰、ビルマの三國に過ぎない。しかしてこの三國の輸出餘力は世界的であつて、昭和十年における世界の米輸出總額中約八〇％はこの三國米であつた。従つて目前の輸送問題が解決されるならば、全共榮圏の主食物にはなんらの問題はないといへるのである。

五、資源開發の基本方式

以上の如き豊饒なる南方資源を開發して東亞諸民族全般の民度向上をはかることは、いふまでもなく大東亞共榮圏建設の大目標の一つをなすものであるが、それが基本方式については十七年の議會に

において逸早く政府から闡明された。まづ東條首相よりは、南方資源措置の四大原則が(一)資源獲得特に戦略資源を確保すること、(二)南方資源の敵性國家向流出を阻止すること、(三)作戦軍の現地自活を確保すること、(四)在來企業の協力を誘導することにある旨明らかになされた。次いで鈴木企畫院總裁は、南方資源開發の基本方式を次の如くに闡明した。

- 一、資源開發は緩急に従つて順位を定めることとし、その大綱を中央において決定する。しかして開發取得したる重要物資はすべて物動計畫に組入れ、一元的に用途を規制して國家的に最高度の効率を發揮せしめる。
- 二、開發擔當者としては特殊會社の形態を避け、經驗能力ある企業者をして國家の指導統制下に開發を行はしめる。
- 三、物資の交易は物動計畫に基づき計費的に豫定されたところに従つて行はれるものとし、現地よりの對日供給は政府が買取輸入をなすとともに、本邦よりの對現地供給もまた同様に買取輸出を行ふものとする。

また資源開發の資金政策としては新たに南方開發金庫の創設を見るにいたつたが、賀屋藏相の言明によると、現地の所要資金は一元的に同金庫が取扱ふこととなり、内地からの現地向資金移動は原則

的に禁止されることとなつた。しかして同金庫はただに開發資金の供給に限るのみでなく、現地における軍票と既存通貨との交換、預金の受入による通貨の調整、爲替尻の決済調整など、極めて廣汎なる機能を擔當するものである。

以上は南方資源開發の基本方式を極めて概括的に述べたものに過ぎないが、これによつても滿支における開發方略に比し多くの點において新機軸を出してゐること明らかで、東條首相のいふ「人類史上に一新紀元を劃すべき新たな構想」の一端が宣示されたものといふべきである。

昭和十七年四月八日印刷
昭和十七年四月十三日發行

（改訂）新統制經濟讀本一

定價金貳圓



著者

大阪毎日・東京日日新聞社
エゴノミスト部

發行者

東京市本郷區弓町一丁目二十五番地
茅原要三

印刷者

東京市墨田區高田南一丁目三百五十七番地
正木正家

發行所

東京市本郷區弓町一丁目二十五番地

元社

電話小石川三八九二番
東京市小石川三丁目三番

配給元

東京市神田區
茅原町二ノ九

日本出版配給株式會社

大阪毎日新聞社
東京日日新聞社
エコノミスト部編

統制經濟講座

各卷
 菊判三百頁内外
 定價二圓二十錢
 送料十錢

既刊書目

- | | | | |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 第一卷
戰時經濟總論
貿易統制篇 | 第二卷
勞働統制篇
財政統制篇(下) | 第三卷
物價統制篇
財政統制篇(下) | 第四卷
配給統制篇
農畜統制篇 |
| 第五卷
外國經濟統制篇
外國爲替統制篇 | 第六卷
金融統制篇
東亞經濟篇 | 第七卷
企業統制篇
中小商工統制篇 | 第八卷
米洲經濟篇
國策會社篇 |

各卷好評增刷

好評新刊重版書

- | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---------------------------------------|--|--|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 世界經濟の基礎知識
平尾彌五郎著
定價二・八〇
送料一・四〇 | 貨幣政策と景氣變動
平尾彌五郎著
定價二・五〇
送料一・四〇 | 最近の貿易及貿易政策
平尾彌五郎著
定價二・三〇
送料一・二〇 | 貿易・爲替・物價論
藤谷善一著
定價二・八〇
送料一・四〇 | 佛蘭西の貨幣銀行
十〇盛次著
定價四・〇〇
送料一・四〇 | 最近の外國爲替市場(上巻)
鈴木益三著
定價二・五〇
送料一・四〇 | 歐亞點描(文部省推薦)
下田將美著
定價二・八〇
送料一・一〇 | 二少年の冒險
下正美著
定價一・六〇
送料一・一〇 | 子供の戦争の話
櫻井忠温著
定價二・七〇
送料一・四〇 | 汽車と電話
上田輝雄著
定價二・二〇
送料一・四〇 |
|---|---|--|--|---------------------------------------|--|--|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|

好評新刊重版書

世界經濟の再編成	戰時經濟の再出發	南方經濟論	國際金融の主要問題	アメリカ統制經濟論	中小商工業者の進路	中小商工業經營の新體制	國家總動員經濟講話	戰時統制經濟讀本	東亞プロック讀本	戰時統制經濟讀本	戰時統制經濟新講	日支政治經濟讀本	配給統制新講	増補新修經濟語辭典	經濟問題辭典
猪谷善一著	猪谷善一著	猪谷善一著	大島堅造著	小原敬士著	東京商工會議所編	東京商工會議所編	大阪商工會議所編	エコノミスト著	エコノミスト著	エコノミスト著	エコノミスト著	エコノミスト著	平尾彌五郎著	大藏省經濟部編	エコノミスト編
定價三・〇〇	定價一・七〇	定價一・五〇	定價三・五〇	定價三・二〇	定價一・六〇	定價二・五〇	定價二・二〇	定價二・〇〇	定價一・三〇	定價二・〇〇	定價三・二〇	定價一・七〇	定價二・〇〇	定價二・五〇	定價三・八〇
送料・一四	送料・一四	送料・一〇	送料・一四	送料・一四	送料・一〇	送料・一〇	送料・一〇	送料・一〇	送料・一〇	送料・一四	送料・一四	送料・一四	送料・一〇	送料・一〇	送料・一四

767
K
250

